

第二章 村の体制の確立

第一節 真鶴村外二ヶ村組合の成立

1 町村制の施行

町村制の公布

一八八九年（明治二十二）二月十一日、大日本帝国憲法が發布された。これと前後して、一八八八年（明治二十一）四月十四日、市制・町村制が、次いで一八九〇年（明治二十三）には、府県制・郡制が公布された。これは、明治憲法体制を支えるために創出された地方自治制度であった。ここでいう自治とは、国家を安定させることを第一とし、国の施策が地域のすみずみにまで行き渡るようにし、その行政の事務を過不足なく遂行するための制度であり、つまりは国家行政の最末端を担う行政機関であった。そのために町村は、十分に治務を遂行できる力をもっていることが必要とされた。したがって、財政的に弱小な町村はそのままでは認められず、有力な町村を造成するように努力しなくてはならなかった。この新しい町村の指導者である町村長と助役も、国家に従順で、行政手腕があり、町村で名声や権威をもつ名望家が就任することが期待された。このため彼らはすべて名誉職とされ、無給で任務に当たられた（三浦郡など一部には有給がみられ

た）。市町村政に参加できるのは公民だけとされた。公民の条件は、満二五歳以上の一戸を構える男子で、二年以上居住し、地租もしくは直接国税（地租と所得税）二円以上を納めるものとされた。

真鶴村外二ヶ村組合の成立

神奈川県では、町村制の施行期日を一八八九年四月一日とし、平均五〇〇戸を単位とする町村組合を造成することを目標とした。これは、一八八四年（明治十七）に実施された戸長役場の管轄範囲を標準にしたものであった。足柄下郡など八郡は、この要請に反して、すべて独立町村としたため、再度調査をしないおし、町村の廃置分合をやり直した。この結果、足柄下郡は、町村数三二、内訳は独立町村二一、残りの一町村は三つの町村組合に統合され、一八八九年三月三十一日に実施された。

町村組合というのは、資力に乏しく法律上の義務が負担できないが、他の町村と合併が成立しない場合に、郡の参事会の議決に基づいて、数町村で一組合をつくり、事務を共同する機関であった。組合会の組織、事務の管理方法、費用の支出方法などは、その組合の協議に任されたが、協議が一致しない場合は、郡参事会に決定権があった。組合を解散するには、監督官庁の郡の許可がなければできなかった。

真鶴地域は、独立村としては認められなかったが、ただちに合併することもできず、残された方法として、岩村・真鶴村・福浦村がそれぞれ村機能を残しながら一つの村組合を組織する道を選んで、真鶴村外二ヶ村組合と称した。これは、一八八四年の連合戸長役場の継承であった。組合役場は真鶴村に置かれた。

真鶴村外二ヶ村組合の運営にあたって、四月三十日に、「真鶴村岩村福浦村組合協議規程」が制定された。この規程は残っておらず、その内容を知ることはいくできない。また、初期の組合に関する史料もほとんどなく、実態も不明な点が多い。

初代組合長は門田良甫^{もんでん}が就任した。門田は、仙台藩士の子として生まれ、医術を修業し、鍛冶屋村に逗留の

ち福浦村に居住して、漢方医を開業し福浦村の戸長を務めていた。助役には真鶴村の青木定次郎が就いた。組合長・助役とも無給の名譽職で、組合会で満三〇歳以上の村公民で選挙権をもつものから選挙され、県知事の認可をうけ、任期は四年であった。収入役は、村長が推薦、組合会で選任し、郡長の認可を要し、任期は同じく四年であった。最初の収入役には、岩村の木村兵三郎がなった。そのほか、吏員として書記、付属員（雇）、使丁、区長が任用された。収入役以下は有給であった。

かなり時期は下るが、組合長・助役の選任の仕方の一例をみておこう。一九〇四年（明治三十七）四月二日に行なわれたものである（「組合会議事録」真鶴町役場蔵）。

第四代組合長の武川清一郎（岩村）が、一九〇二年（明治三十五）九月三日に満期退職したあと後任が決まらず、古川愛親・山口昇・二見松太郎が臨時代理を務めていた。一九〇四年四月一日、二見松太郎は組合会議員に招集の告知を行なった。二日午前十一時、二人中八人が出席し、二見が議長となって、組合長の選挙が始まった。投票用紙を交付して投票が行なわれた。投票の結果は、熊本太兵衛七票、武川清一郎一票で、熊本太兵衛が第五代組合長に選任された。助役は田中邦之助が前年の五月七日に満期退職したのち空席になっていたが、この会でも決まらず、助役選挙は全員一致で延期された。

また、村々は、共同事業以外については、それぞれ独自に村行政を行なった。組織、運営は村組合に準じた。

組合と村の議会

町村制の施行にもなつて、組合と各村にそれぞれ組合会・村会が開かれた。選挙権・被選挙権は、組合・村全体の公民に与えられたが、有給吏員、小学校教員、神官・僧侶などには被選挙権は認められなかった。議員定数は、人口一五〇〇人未満は八人、一五〇〇人以上五〇〇〇人未満は一二人と定められていたから、組合会は一二人（真鶴村から六人、岩村・福浦村から各三人）、真鶴村会も一二人、岩村・

福浦村はおのおの八人（のち一二人）であった。議員は、名誉職で無給、任期は六年で三年ごとに半数が改選された。

選挙は等級選挙制がとられた。等級選挙というのは、直接村税の納税額に応じて二つの等級に分けて選挙するもので（市の場合は三等級）、最多納税者から順番に納税額を合算して二分の一にあたるものを一級選挙人とし、それ以下のものを二級選挙人とした。この制度は、多くの義務を尽くす少数者、つまり資産をもつ有力者（主として地主）に、より多くの権利を与えるという考えに基づいていた。多額納税者は知識もあり財産もあり着実に老練な人物で、町村制を支えるものと期待され、彼らに村政運営の実権をゆだねることをねらったものであった。したがって、彼らは少数であっても半数の利益代表を獲得することができた。さらに、まず二級の選挙が先に行なわれ、次いで一級の選挙が行なわれた。これによって、選挙では他の等級者に投票してよかったから、二級の選挙で落選した人物を一級の選挙で選び直せるという、一級にとってきわめて有利な方式がとられていた。真鶴村外二ヶ村組合の組合会の選挙録、議員名簿などは残されておらず、選挙の実態は断片的にしか知ることができない。現存する最初のものは、一九〇三年（明治三十六）八月の「組合会議事録」である。

組合会議事録

明治三十五年度真鶴村外二ヶ村組合歳入出決算認定ノ為メ、八月十二日組合役場内ニ於テ組合会ヲ開ク旨ヲ、組合長臨時代理二見松太郎ハ、開会ノ四日前ナル即チ八月八日、各組合会議員ニ対シ告知ス。之レニ依リ当日出席シタル議員左ノ如シ。

一番	高橋 由蔵 ^(好)	二番	青木 喜平	七番	山本五九平	八番	檜原 正徳
十番	熊本太兵衛	十二番	武川清一郎				

八月十二日午后第^(イ)時、組合長臨時代理二見松太郎、成法ノ故障ニ依リ、年長者タル^(イ)番議員、議長トナリ議員一同着席、開議ス。其次第左ノ如シ。

議長曰ク、三十五年度歳入出決算ニ対シ、審議スベキ旨ヲ告グ。書記朗読ス。全会一致、原案通り認定ス。

議長曰ク、之レニテ議事終了シタルニ依リ閉会ノ旨ヲ告グ。于時^(イ)午后第^(イ)時ナリ。

右、議事ノ顚末ヲ記録シ、異議ナキ為メ、署名捺印致シ置クモノ也。

明治三十六年八月十二日

高橋 好藏

青木 喜平

山本五九平

檜原 正徳

熊本太兵衛

武川清一郎

(真鶴町役場蔵)

組合会は、組合役場で行なわれた。議長は、組合長が務めることになっていたが、このときは組合長がおらず、組合長臨時代理がその職をすべて代行した。また組合長が欠席のときは、最年長の議員が議長に就いた。議事録は、おおむね結果だけを記したこの形式がとられ、個々の議員の発言を記録したものは見当たらない。

各々の村会も、組合会と同様に行なわれた。村会の議長も、組合長が務めていた。真鶴村会は組合役場で行なわれたが、岩村会は瀧門寺^(りゅうもんじ)が使われた。

2 隣接村と郡役所

隣接村との紛争

山地を境界とする村々の多くは、隣接地域に入会いの秣山を持ち、林の木の下に生える草や小さな木の下草、水田の肥料にする柴草の刈敷、鎌で刈り取れる程度の竹木などの刈取りを行なう。生活の糧にしていた。しかしこうした地域は境界がはっきりしていないことが多く、絶えず紛争の種になった。このため、地租改正の時には、あらためて協定を結び、隣接地域に入会いして、岩村・鍛冶屋村・吉浜村、真鶴村・鍛冶屋村・吉浜村のそれぞれ三か村、真鶴村・鍛冶屋村・吉浜村・福浦村の四か村、岩村・真鶴村・鍛冶屋村・吉浜村・福浦村の五か村の入会地を取り決めた。たとえば、一八七四年（明治七）に、真鶴村・鍛冶屋村・字深沢に入会いして竹木を刈り取り、真鶴村地内の畑野道内林には吉浜村が刈敷することが認められた（『湯河原町史』第三巻 428頁）。

岩村地内の字口開・天辺・高山・二細山・棚下・星ヶ山・扇屏の秣山は、一八七六年（明治九）に紛争となり、一八七九年（明治十二）の示談の結果、一一四町六反七畝一九歩が岩村・真鶴村・鍛冶屋村・吉浜村・福浦村の五か村の入会地となり、三七町七反二畝一六歩が岩村・福浦村・吉浜村の三か村の入会地となっていた。

ところが、一八九七年（明治三十）、この五か村入会いの岩村字高山と吉浜村共有秣場との境界をめぐる紛争が起きた。七月、岩村は村会を開いて対策を協議し、字高山のうち矢丁場と吉浜村の共有秣場との境界を取り調べるため臨時委員を村会議員から選び、吉浜村との談判に及んだ（『資料編』542頁）。しかし両村の主張の隔たりは大きく決着せず、足柄下郡に上願することになった。

郡の裁定

この問題に関する史料として、「質問案」と「解答」が残されている（同543頁）。文中には具体的な村名はなく、「甲村」「乙村」「甲乙丙丁四ヶ村」（実際は五ヶ村）というように一般論として述べており、またともに差出人も宛先も記されていないが、岩村から足柄下郡参事会に提出した質問の案文と、それに対する郡からの回答とみてよからう。

この地は、一八八九年（明治二十二年）の町村制の施行に際し、「四ヶ村共有地」から「三ヶ村共有物」として認定されたことに對して、共有地の性格をめぐる解釈の違いが表面化したといえよう。質問書によれば、入会している隣接村は、共有地である以上はすべての入会村は同等の権利を持っているから、地元村だからといって勝手に開墾したり、石山丁場をはじめたりすることは、入会地としての利害を大きく損なわせることになるので、地元村の言い分は不法であると主張した。これに對して岩村は、地元村としての権利を強く訴えた。以下、六点到わたる質問と回答をみておこう。

一、一八七九年（明治十二年）に入会地の地目を共有地に変更されたが、正しいか。

答 入会権は各地の慣習に基づくもので、共有の証拠がなければならず、この場合はそうみなすことはできない。

二、従来、地元村の人民に限り自由に石山丁場を開き、牛馬の車道の新開、樹木伐採・保護の権利を持つており、他の入会村は単に秣薪刈取りだけの入会権を持つにすぎず、今なおそうしてきている。いったい一八九年の入会地と一八八九年の共有地のどちらとみなすべきなのか。

答 入会地と認めてよい。

三、もし仮に共有地とみなされた場合でも、町村制の規定により、地元村の人民にのみ権利があると考えられ

るが、共有地とあれば他村の人民にも共有する権利があるのか。

答 これは町村制の解釈を誤ったもので、共有地とするならば、その一部が各村の所有財産になり、その住民はその所属する村の所有部分を共有する権利を持つ。村有財産は、その村内にあるかどうかは問題とはならない。

四、共有地とあるのは形式的なものにすぎず、たとえ共有地とあっても入会山の性質や権限を脱することはできないが、どうか。

答 「形式的」というのは理解できないが、入会地を共有地に変更するという法律がない以上問題にならない。

五、地元村が入会地内を開墾して殖産業の進歩をはかろうと希望して、他の入会村と交渉したが、意見がまとまらなかった。他村の言い分は、秣薪刈取入会地であってもすでに共有地なのだから、たとえ地元村が起こした開墾事業であっても、その土地から得る利益は全村に平等に分配し、地元村と同様に他村でも所得とすべきであるから、さきに利益歩合法を締結しなければ開墾を承認することはできないという。秣薪刈取場が減少する分については、開墾地町歩に照らして保証金を出すのは地元村の義務であっても、利益の分配の義務はないと考えるが、どちらの意見が正しいか。

答 他村の主張は理由のないものと認定する。地元村は自己の権利を行使するもので、他村はそれによって得た収益の分配を請求したり、権利の行使を妨げることとはできない。ただし、地元村が入会地内で開墾事業をするために秣の刈取場の区域が狭くなるときには、それによって生ずる損害を他村に対して賠償しなければならない。

六、入会地内の開墾願届書は、地元村長名義で差し支えないか、他の入会村長の連署が必要か。

答 入会各村長の連署がある方が穩当であるが、入会各村には開墾を拒否する権利はない。

この紛争に対して、足柄下郡参事会はこのような裁定を下した。すなわち、この岩村内の地域を共有地とはみなさず、入会地と認定し、開墾などの権利を岩村に認め、入会地の減少分については損害を賠償することが義務づけられた。その後のことについてはわからないが、この回答にそって決着したものと思われる。

郡参事会の任務

このように、時として郡は町村に対して監督庁として指導的な役割を行使した。この回答を下した郡参事会は、郡の議決機関の一つで、郡長、名誉職参事会員によって組織されていた。名誉職参事会員は、郡会で三人を互選し、一人を県知事が郡会議員または郡内町村の公民から選び、郡会に対して副議決機関の役割を担った。郡会は、郡内の町村会から選出された議員各一人（人口に応じて二〇人まで）と、定数の三分の一を占める大地主（町村税の賦課を受ける所有地の地価総計一万円以上を有するもの）の互選した議員とからなっていた。郡参事会の主要な任務は、郡会の議事の準備と議決の執行と郡の公共事務の管理、郡吏員の指揮監督など（郡制第五〇条）、郡制内部の問題であったが、さらに町村監督事務があった。これは、郡制の規定にはなく、町村制に規定されている権限であった。具体的には、町村の境界に関する争論（町村制第五条）と、町村行政に関する訴訟の決裁（同第八条）などがあった。前にみた入会地をめぐる紛争では、こうした町村制の規定に基づいて、監督者の立場から裁定が行なわれたのである。

第二節 変わる産業のようす

1 新しい漁法の開発

根拵網漁の停滞

一八九〇年代の漁業は、これまでと同様に地先海面および近隣村地先海面での根拵網によるものが中心であった。真鶴地先では、一八八四年（明治十七）から一八九三年（明治二十六）でみると、字沖網^{おきりあみ}、字古網^{ふるあみ}、字小松原^{こまつばら}（高浦）、字番場浦^{ばんばうら}の四か所が真鶴村共有の根拵網の張立場として営業していた（『資料編』574頁）。岩村も字大根崎^{おおねざき}・字仲碇^{なかつか}に根拵網場、字沢尻^{さわじり}に四艘張網場がみられる（同583頁）。岩村の字大根崎の根拵網張立場をみると、一八八八年（明治二十一）から一八九四年（明治二十七）までの七か年にわたり、岩村の漁業者遠藤新次郎と鈴木銀三郎に貸与された。しかし不漁のために中途で営業を継続することができなくなり、小田原町の魚問屋の二見初太郎に網の張立ての権利を譲ったが好転せず、一八九一年（明治二十四）度は休業のやむなきに至った。岩村では休業されれば一か年の漁場代金一〇〇円が入らなくなり、将来の利益にかかわると憂慮して、真鶴村の青木友三郎に話を持ちかけた。一八九一年十二月、青木は一八九三年から一八九七年（明治三十）までの五か年間、場代金五〇〇円を、毎年四月に一〇〇円ずつ納入し、契約期間中は休業して明ヶ浦にすることのないように真鶴村字小網根拵網張立場での営業をしないことなどを確約し、営業を請け負った。一八九三年分の場代金一〇〇円は遠藤らに返済されることになった。ところが、青木は一八九二年に悪潮のために網具をことごとく流失する被害にあい、またこの網張立場について岩村と真鶴村との間で紛争が起こ

り、青木の営業請負は不可能となった。このため岩村では、村会議員と一八の組長による協議会を開いて対策を立て、大根崎網張営業人の保護を確認し、不漁による損害が生じた場合には字沢尻根拵網張場を真鶴村沖網などの優等根拵網張場との比較による相当の場代金で任せることにした（『資料編』574・576頁）。字沢尻漁場は、一九〇二年（明治三十五）には真鶴村の青木忠蔵が根拵網を経営したという（青木隆二談話「真鶴夜話」）。

漁網改良の試み

定置網の主流になっていた根拵網は優良な漁網ではあったが、藁縄製で耐久性に乏しく、底部の網目が大きく、捕魚が逃げやすいという構造的な欠陥があり、そのうえ相次ぐ不漁のなかで、網の改良が強く望まれた。足柄下郡海産業組合は、一八九一年（明治二十四）、富山県射水郡地方いみずで使用されていた小台網に注目し、それを改良して導入することを決議した。

岩村の漁師総代半田光造が足柄下郡海産業組合長椎野吉五郎に宛てた「小台網構造法」の調書によると、次のようなものであった。網奥に長さ三間、廻り四尺の檜三本を組んだ台木がある。網は長さが台木から端口まで五五間、口幅二〇間の大きさである。端先には、長さ一丈、廻り七尺の竹束の浮きと、九寸廻りの稿綱わらづなの土俵碇がある。側縁綱は廻り九寸、長さ一三〇間で、長さ八尺、廻り二尺の竹束の浮きが付き、適宜稿綱の土俵碇がある。内網は麻糸で一〇目一〇〇掛けで、次に稿縄網が三寸目・二尺目・三寸目・四尺目があり、回遊する魚群を導く掛出し（垣網）は網の口側から七寸廻りの稿綱を磯辺まで張り、竹束を付け、四尺目の稿縄網を海底に下ろす、というものである（『資料編』581頁図参照）。

改良小台網を実用化したのは岩村がもっとも早かった。まず岩村の鈴木為三郎が岩村字沢尻の四艘張網場の所有主の半田光造から同網場を一八九二年（明治二十五）から五か年間にわたって借用し、試験的な営業に乗り出した。鈴木は、一八九四年（明治二十七）九月にあらためて翌一八九五年から一八九九年（明治三十二）までの五

か年間の営業契約を結んだもののうまくいかず撤退し、真鶴村の市川六左衛門に浦任状の名義を移譲した。しかしこれも成功せず、一九〇〇年（明治三十三年）から五か年間、真鶴村の青木重左衛門が営業することになった。鈴木・青木ともに用いた改良小台網は、長さ五〇間・端口幅二〇間のもので、半田の「構造法」の説明よりやや小ぶりであった（同572・582頁）。

漁業組合の成立

一九〇一年（明治三十四）四月十三日に漁業法が公布され、翌一九〇二年（明治三十五年）七月一日から施行された。これは、沿岸漁業に関して、従来の慣行を尊重しつつ、定置・区画・特別・専用の四種の漁業権を設定している。専用漁業権はさらに地先専用漁業権と慣行専用漁業権に区分されている。免許は漁業組合に認められ、それ以外の人では従来の慣行がある場合にだけ与えられた。このため漁業組合の設置が漁業権を得るために不可欠のものとなった。漁業法施行に先立って、五月には漁業組合規則が制定された。

真鶴村では、一九〇三年（明治三十六）五月十八日、真鶴村漁業組合が設立された（『横浜貿易新報』一九一一年九月一日付「漁業組合登記」による）。真鶴村漁業組合の成立や初期の動向を知る資料はまったく残っていない。のちの報道記事に「真鶴村にては従来一定の規約なき為め種々の弊害を醸成し」（同、一九一四年三月七日付）とあることからみて、文書や記録はあまり整備されなかったものと思われる。そのため、真鶴漁業を概観した唯一の稿本である青木利夫「真鶴漁業史」によって略述しておこう。

初代組合長は青木寿郎が就任した。成立は一月とあるが、これは活動開始とみた方がよいであろう。漁業組合が組織されて組合が漁業権の権利を享有し、管理・貸付を行なった。しかしその実質の収入は全部村の収入となり、組合へは組合の経費の一部が村から支弁され、それによって運営がなされた。村会議員にはすべて組合員の

資格が認められていたから、漁業権の管理は漁業者だけではなく、村議とともに行なっていた。このため、純然たる漁夫の団体が必要となり、一九〇七年（明治四十）にいたり、真鶴村漁業実業者組合が誕生し、主として二番下漁場の漁業権と共同漁業権の収入で運営された。初代組合長には青木真之助が就任した。実業者組合は、明治の初期にできた漁夫組合を改組したものであるが、漁夫組合は実質的な仕事はなかった。

真鶴村漁業組合がもつ漁業権は次のとおりである。

定置漁業権は、沖網漁場（鰯網・夏網）、小松原（高浦）、大沖漁場、番場浦漁場の五か所。

専用漁業権は、磯建網漁業（海老・磯魚、一年中）、鰯建網漁業（鰯、十一月一日～四月三十日）、碇止棒受網漁業（鰹・鯉、六月一日～十二月三十一日）、間八建網漁業（間八、十月一日～十二月三十一日）、碇止鰹八田網漁業（鰹・鯉、六月一日～十二月三十一日）、鮑漁業（鮑、一年中）、蝶螺漁業（蝶螺、一年中）、搗布漁業（搗布、一年中）、和布漁業（和布、二月一日～七月三十一日）、海苔漁業（海苔、十一月一日～五月三十一日）、鹿尾菜漁業（鹿尾菜、九月一日～五月三十一日）、肥料藻漁業（肥料藻、一年中）の一二種類。

なお、真鶴村漁業組合時代（一九二七年まで）の組合長には、岡田寅吉、熊本勢太郎、立松鎮虎らが歴任した。

一方、岩村漁業組合は、武川清一郎ほか七人が発起人となり、五月に設置が認可された（『横浜貿易新報』一九〇三年六月四日付）。初期の活動は不明であるが、一九一〇年（明治四十三）十一月十二日に公布され、翌年一月一日から施行された漁業組合令に基づいて作成された「岩村漁業組合規則」（一九一一年七月五日）の写が伝存されている。この規則では、漁業権の行使として、定置漁業権と特別漁業権による漁業は、組合員の入札で漁業者を定める場合と、組合員以外の者に貸し付けることができ、また組合員が同一場所での漁業を望むときは抽選

によった。署名者には、理事山本五九平、組合員朝倉其吉・青木仙次郎・平田光蔵の名がみえる（『資料編』585頁）。十一月二十一日、漁業組合の登記が行なわれ、理事に山本五九平・青木仙次郎・朝倉其吉・朝倉新太郎・朝倉達蔵・朝倉常吉・鈴木由三郎、監事に遠藤友太郎・平田光蔵が就任している（『横浜貿易新報』一九一一年十一月二十三日付）。

漁業技術の開発

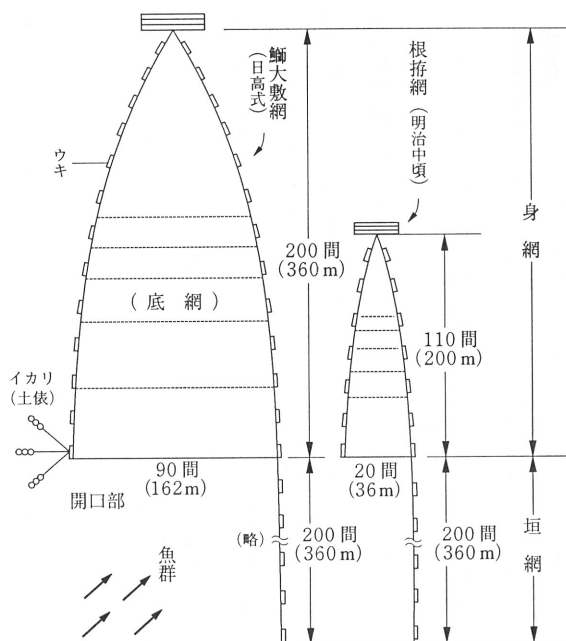
明治中期の漁業は全国的に停滞していたため、沿岸漁業だけでなく、広い範囲の水域での操業をもとめて遠洋漁業へも目が向けられた。足柄下郡水産組合では組合長岡田寅吉（真鶴村）らの発議で石油発動機を使用する遠洋漁業船足柄丸を建造することになった。真鶴港の池村造船所で製造され、一九〇七年（明治四十）十一月三十日に進水、十二月十七日には農商務大臣松岡康毅、神奈川県知事周布公平ら、官省吏・県官・浮務署員・郡長・署長・町村長らを小田原の旧滄浪閣に招待して試運転を行なった。足柄丸は一般希望者に貸与された（同、一九〇七年十月十一日・十二月十日・十二日付）。

漁網では、打瀬網、流網、改良揚繰網、巾着網、日高式鰯大敷網、大謀網などが普及、導入、改良・開発された。岩での改良小台網の導入もそうした流れのなかの一例であったが大した成果をあげることはできなかった。しかし、日高式鰯大敷網とそれに続く大謀網の導入は、真鶴地域を一挙に相模湾沿岸漁業の中心地として発展させることになった。

鰯定置網の成功

日高式鰯大敷網は、一九〇九年（明治四十二）一月、真鶴村の青木寿郎が沖網漁場に張り立てて大成功したのにはじまった。その経緯を中路報順「青木寿郎と鰯定置網」および青木寿郎「沖網張立回顧録」（『真鶴』第二四号）によって概観しよう。

日高式鰯大敷網は、宮崎県の日高亀市・栄三郎父子が一八九二年（明治二十五）に開発した鰯定置網であった。



鰺大敷網と根拵網の比較図 中路脩平作図

表1 根拵網・日高式鰺大敷網の比較

	根拵網(A)	日高式鰺大敷網(B)	(B)/(A)
身網面積	3,600㎡	29,200㎡	8.1
身網奥行	200m	360m	1.8
身網開口部	36m	162m	4.5
垣網全長	360m	360m	1.0

中路報順「青木寿郎と鰺定置網」の表を一部修正した。

網の構造は根拵網に類似しているが、規模は根拵網に対して日高式鰺大敷網は、網本体の面積が約八・一倍、網の端口の開口部が四・五倍、身網の奥行が一・八倍と非常に大きい。操業にあたっては漁船数も根拵網六艘に対して一〇艘以上、従業員も百数十人が必要であった。

日高式の開発者日高栄三郎は、一八九九年（明治三十二）、真鶴村の沖網・戎崎（恵比寿岬）・古網の三漁場に

注目し、三〇年間の賃借を申し入れてきた。しかし村民の反対にあって実現されなかった。この反対の先頭に立ったのが青木寿郎であった。青木寿郎は、真鶴村の沖網・高浦、岩・江之浦・早川の漁場で根拵網の経営を行っていた父重左衛門のもとで漁業に従事した。真鶴村漁業組合の初代組合長に就任した一九〇三年（明治三十六）の夏、三重県北牟婁郡九鬼浦（現尾鷲市）の鰯定置網の副漁労長河野市次の来訪を受け、真鶴が鰯漁に適していることを説かれ、鰯網の研究をはじめた。真鶴村が負債整理のために五漁場を入札に出した折に、沖網・戎崎の二つの漁場を高値で落札、資金に窮して岩村の県会議員土屋大次郎の援助を受けて、一九〇六年（明治三十九）根拵網の経営をはじめ、翌々年には沖網に秋網張立てを開始し、ともに大漁に恵まれ、いよいよ鰯網導入に動き出した。一九〇九年（明治四十二）八月、三重県の視察から帰り、鰯網張立許可申請をし、十一月十日に神奈川県奈川県の認可が下りた。十二月に資本金二万円の鰯網経営会社を設立した。翌一九一〇年（明治四十三）一月二十八日、日高式鰯大敷網による鰯網の操業が開始され、網入七日後の二月四日に鰯八〇〇〇本が捕獲された。この日高式鰯大敷網の成功は、真鶴漁業のみならず、相模湾沿岸の漁業に多大な影響を与えた。

真鶴漁業株

式会社

鰯網経営会社は、真鶴漁業株式会社として、一九一〇年（明治四十三）一月三十日に開業式を行った。ない、社長青木寿郎、取締役石原秋祐・稲葉専四郎、監査役鈴木十吉・立松鎮虎、資本金七万円であった。開業を伝える新聞記事には「利益配当の如き^{ごと}二十割以上なるにより、今の所五十円株が殆ど^{ほとん}百七八十円を以て売買さるゝ有様なり」（『横浜貿易新報』一九一〇年一月三十日付）と期待されたが、その数日後には「真鶴漁業会社の前途」と題して、豆相近海は鰯の群集はまれで、暖流が流れない真鶴に期待することはできず、三月から四月までのわずか一か月の漁期で会社が予定する一日平均二〇〇円の収獲はむずかしく、岩村では会社に反対していると報じた（同、二月八日付）。しかし、鰯網が好成績をあげている記事が続くようになり、

さらに五日までに五万四、五千円の収獲があり、鰯大敷網の有望なことに注目が集まり、根柢網所有者の大部分が大敷網への転換を県知事に申請するにいたったという（同、六月一日付）。後述のように紛争も頻発していた。

七月に出された「第壹期営業報告」によれば、負債（資産）六万一二三二円余、損益勘定では当季純益金一万一二三二円余、株主配当年二割五分で三万一二五円であった（同、七月三十日付）。鰯漁開始以来の一漁期でほとんど資本金額分を収獲するという、予想以上の成果をあげた（同、十二月三日付）。

翌一九一一年（明治四十四）一月三十日には、真鶴海岸に二層樓の社屋を新築、落成式を行なった。二百余人の来賓に、人夫、子供、芸者らが模範店に群がり、「地方稀有の盛饗（宴）」であったという（同、一九一一年二月三日付）。

この年の暮れに出された会社変更事項の公告によると、会社の目的は「魚類捕獲事業及販売、但し時宜ニ依リ漁業権ヲ他ニ譲渡シ、其利益ヲ取得スルヲ目的トナスコトヲ得」とされ、存立時期は「会社成立ノ日ヨリ七ヶ年」と明記された（同、十二月二十七日付）。

沖網鰯網へ小田原 鰯網が各地で張り立てられると、先駆者であった真鶴沖網での漁獲高は、酒匂村漁場や岩江魚市場の経営参入 漁場に及ばない年が多く、また出荷先の小田原魚市場への距離が遠いために運搬用の発動機船などの経費もかさみ、経営は安泰ではなかった。とくに一九一二年（明治四十五）は不漁で、漁期を六月まで延長したが結果は思わしくなかった。この期（一九一一年十一月十日～一九一二年六月二十日）の「沖網大敷営業結算書」（鈴木家文書、神奈川県立文書館蔵）によると、総失金三万四四〇四円一一銭に対し、総益金は二万七九三五円九九銭四厘しかなく、差引六四六八円一一銭六厘の純損金を出し、借入金とあわせて後期繰越総欠損

表2 真鶴漁場漁獲物高取調表

(1914年12月～1915年6月)

種 別	数 量	価 格	平均仮単価
鰯	41,532尾	円 45,685.20	円 1.10(1本)
鮪	142尾	1,420	10.00(〃)
鮫	3,272尾	2,617.60	0.80(〃)
鰭	5,663尾	6,229.30	1.10(〃)
鰭	12,430籠	33,550.78	1.50(籠)
その他			
計		89,502.88	

1915年(大正4)12月「漁獲物高取調表」 鈴木善左衛門
より足柄下郡役所宛(鈴木家文書)

金は二万一四三四円一一銭六厘となった。このため真鶴漁業会社は方針を変更して、契約期間中の漁業経営を鈴木善左衛門に一任することになった。鈴木は箱根塔ノ沢の温泉旅館環翠楼の主人であったが、自ら漁師というほど漁業に精通し、一九〇七年(明治四十)には小田原魚市場を開設して会長に就任し、また米神鰯敷も経営していた。

鈴木は、この年の不成績は一種の天災とみなし、他の漁場と比較しても悲観することはないとした。漁業方針は従来の経営通りとして、会社主幹に大体を一任し、その監督のため、小田原魚市場会社相談役大木喜三郎、早川村の漁業経験者目下部長太郎を現場に出張させ、会計事務に河原幸吉を派遣した。そして、来年度は漁網を大敷網から大謀網に変更することを希望した(「真鶴沖網鰯大敷経営報告」同前文書)。

一九一四年(大正三)は鈴木の見通しのとおり鰯漁場は豊漁で、とくに沖網漁場は開設以来の大漁にわいた。社名は真鶴漁場沖網株式会社となつたが、新聞記事中では旧社名「真鶴漁業会社」がしばらく続いて使われ、のちに鈴木鰯網、鈴木漁場などと呼ばれた。

小田原魚市場の開業

鈴木が開設した株式会社小田原魚市場は、一九〇七年(明治四十)四月三十日に開業した。二見初右衛門が経営していた市場が廃業したのを継いで、有志六七人で設立した。取締役会長には鈴木が就任、三〇株以上の株主一四人の中に真鶴村の岡田寅吉、青木重左衛門の名がみえ、とくに鈴木・青木の結

びつきが強く、設立後間もなく真鶴村の定置網漁業経営者と水揚げ販売契約を結んだ。次いで前述したように、真鶴沖網経営に参画し、さらには米神漁場での鰯網経営にもかかわった。このほか小田原には、山田小兵衛、山田又市の二つの魚市場があった。二人の山田も岩江漁場の漁業権を入手していくように、相模湾西部沿岸海村は、小田原の魚市場の力に大きく左右されていた。

大謀網の導入

日高式鰯大敷網は、改良されて釣鐘式網に変わり、さらに鰯大謀網に変わった。大謀網は一九一六年（大正五）には足柄下郡では前川村・小八幡村で成果をあげていたが、真鶴村では翌一九一七年に沖網漁場で導入された（中路、前掲論文）。大謀網も、網を締めないと魚が外に逃げてしまう欠点は同じで、のちの落し網が開発されるまでは、網を何回も締める必要があり、多大な労力がかかったという（青木福治談話「真鶴夜話」）。

2 複雑化する漁場紛争

鰯網をめぐる岩 真鶴村地先の沖網漁場で、大冒険と思われた鰯大敷網が成果をあげると、今までの奇異の目は村・真鶴村紛争 一転して、同業者たちは競って鰯定置網漁への参入をめざした。沖網での操業が開始されたのはほぼ期を同じくして、岩村も地先の大根崎漁場での根拵網による鰯網漁を神奈川県に出願した。これに対して真鶴村は異議を唱え、一九一〇年（明治四十三）二月三日には西念寺に村民四〇〇人、消防夫三〇〇人、漁師二〇〇人が集まり、岩村が網張立をしたときには実力で阻止するとして、紛争になった。

真鶴村は次のように主張した。真鶴漁業会社の鰯網は一会社の事業にみえるが、実は古来から漁業を生業とする全村の協力によって苦心の末に実現したもので、岩村は全村ほとんど石工で、漁業従事者はきわめて少なく、

ただ漁業権を占有するために漁業組合を成立させているだけで、漁場も二〇年にわたって小田原の魚問屋山田小兵衛・山田又市らに賃貸しているありさまである。網も根拵網を改良したものというが、藁綱を使用する五寸目以上六尺目までの旧慣のものとはほど遠く、麻製で二寸目以上六寸目までの網目を縮めたのは鰯網と同様である。網張立場の大根崎は真鶴への魚類の回遊路に当たり、真鶴の死活にかかわるところであるだけでなく、鰯網は三里以内に二か所を設置できないという農商務省の内旨にも違反しているとして、漁村の性格、法律と慣例、漁業法と漁業権にわたる批判をなした。

これに対して岩村は、改良網は昨年中に許可を受けており、旧慣をたてに漁網の発明・改良を許さないとすれば漁業奨励に矛盾する。また鰯漁も独占事業ではない。大根崎への張立ては既得の権利の執行にすぎない、二月十一日には網入れに着手する、と反論した（『横浜貿易新報』一九一〇年二月十二日付）。

二月九日、神奈川県は、富永事務官と県水産試験所長品川雄太郎を派遣して仲裁を試みた。両者の間で、縄網から麻網への変更と構造方法の許可をめぐる食い違いもあり、仲裁者側にも混乱がみられ、真鶴村側は、瀬戸弁護士、青木寿郎、立松鎮虎ら真鶴漁業会社の代表者が総代となり県庁へ陳情を行なった。岩村側は、漁業組合理事山本五九平（石材業）、網主青木忠蔵（真鶴村）、小田原魚問屋山田又一番頭斎藤亀吉、牛乳商松本茂、青木茂などが中心となって運動を続けた（同、二月十七日付）。

神奈川県調停

神奈川県調停の斡旋で、二月十五日に至り、真鶴村・岩村・県庁の三案が提案されたが、いずれも適当な仲裁案に至らず、新たに県内務部長堀信次から、岩村の大根崎の新網を許可し、その代償として岩村の沢尻漁場の網を七年間廃止するという案が示された。岩村の主張をほぼ全面的に認めたこの案を真鶴村では容認することはできず、十六日の村民集会は激昂し、徹夜で協議した結果、重立者五六人と総代三人

が県への陳情のため横浜へ出かけ、苦痛を訴えた。村民は総代三人と橋本栄太郎、青木春吉、橋本金次郎、露木宗平を総代として残して、十八日に帰村した。県庁側ははじめはあまり積極的には対応しなかったが、平和裡に紛擾を終わらせるため、仲裁人を任じて調停策を講じた。仲裁人には、前県会議員岡田寅吉（真鶴村）、吉浜村村長榎本吉太郎、真鶴村外二ヶ村組合長高橋好藏（福浦村）、真鶴村前村長熊本太兵衛、足柄下郡長石川疎（実際は岩村前村長武川清一郎）の五人を選び、二十二日、真鶴村の総代田中国之助、青木良之助、長野広松、青木万之助、青木照太郎、青木喜平、岩村の総代松本茂、山本五九平、朝倉其吉、朝倉常藏らを県庁に呼んで、調停案の協議に入った。調停案は左の通りである。

第一覚書

- (一) 真鶴、岩村両村共従来の根拵網の権利に異動を生ぜざる範囲内に於て鰺大敷網を両村共同にて張立の権利を獲得するものとす
- (二) 前項の主旨に依り、岩、真鶴両村部内海面には一ヶ所の鰺大敷網を張立つるものとす
- (三) 鰺大敷網張立の箇所は真鶴部内海面旧沖網及大沖二ヶ所の根拵網張立場所とす
- (四) 前項の漁場取得金の分配は第一項の主旨に依り既定根拵網の場代金に充る金額は真鶴に於て先取権あるものとし、増加網を両分して各一半宛を取得するものとす
- (五) 大敷網の実験の成績不良にして漁場の価格旧根拵網に及ばずと認むる時は真鶴は岩村に通告して鰺大敷網を変じ、旧根拵網を復興する事を得るものとす
- (六) 前各項の主旨に基き、岩村は本契約有効期間中は岩村部内海面に於ける定置漁場漁網方法等は、大敷網は勿論第三項の漁場に障害を与ふる恐ある改良方法は之を採用せざるものとす

(七) 本契約有効期間は鰺大敷網免許期間十ヶ年とす

第二覚書

(一) 旧根拵網張立権利現在所有者をして張立せしむる事

(二) 二ヶ年間は漁獲試験の爲め、無償にて張立せしむる事

(三) 一ヶ年の経験に依り成績の良好なるを認め、三ヶ年以上継続張立を為す場合は、明治四十九年度迄五ヶ年間、旧根拵網漁場料金に金二千七百円を増加せしめ、之を真鶴、岩兩村にて折半し、各一千三百五十円宛取得するものとす

(四) 明治五十年以降鰺大敷網の有利を認め張立せしむる時は旧根拵網料金に比し五割の増加あるものと検定して料金額の若干を問はず料金総額の六分の五を真鶴に、六分の一を岩村に於て取得するものとす

第三覚書

(一) 小松原漁場を現在権利借受所有者より料金年割計算を以て真鶴に回収し、之を同額の料金を以て岩村に貸付する事

(二) 岩村の希望に依り現に岩村にて作製せし麻網は官庁及他に故障なき限りは前項の場所に使用張立する事を真鶴に於て承諾する事

(三) 前項の麻網は真鶴に於て鰺大敷網経営者に実費を以つて買取せしむる事、但し岩村に於て譲渡希望なき時は此限りに非らず

仲裁者 榎本吉太郎
高橋 好藏

顧問 岡田 寅吉
熊本太兵衛
武川清一郎

〔「横浜貿易新報」一九一〇年二月二十四日付〕

紛擾の背景

この調停案は、「真鶴岩両村を一丸とし、平等に利益を収得せしむべき条文」と同紙では評価されたが、真鶴村は不満足ながら同意を表し、岩村は不服で、結局調停は不成功に終わった。同紙の論評は、この紛擾の原因を次のように述べている（同、二月二十四日付）。

今回の紛擾は表面只真鶴村岩村の紛擾の如く、又昨今に始まりし如く思はるゝも、実は十余年前に胚胎せるものにして、即ち今現に小田原町に三ヶ所の魚市場あり、甲は曾^かつて同村の富豪二見初右衛門氏経営し後現今の会社に売渡し箱根塔の沢の鈴木善左衛門氏社長たり、乙は山田小平、丙は山田又一の所有にて、甲と乙丙とは甲の二見氏此経営時代より相反目し今日に至りしが、真鶴漁業会社長青木寿郎氏は甲と深き関係あるより、是^これに反対する乙丙は岩村大根崎を賃借せるを幸に今回の挙に出でしものなるべく、其証とも見るべきは現に岩村には漁夫なる者絶無なる上、總代たる松本茂、山本五九平両氏共漁業に何等経験なき人物なるより、推して黒幕は両山田なる事を推知し得べく、既に両山田が黒幕なる以上紛擾の原因を知るを得べければ、此原因^こを解決せざる限りは百の仲裁ありとも到底円満なる結果を見る事能はじ

真鶴地域の周辺海面で水揚げされた魚類は、ほとんど小田原市場を経由して売りさばかれていた。魚問屋との関係を抜きにしては漁業は成り立たず、勢い魚問屋・市場は漁業者に対して絶大な力をもつようになり、さらに市場が強力な資本力にものをいわせて漁業権獲得に乗りだし、それを実際には網元が請け負って経営を行なっていた。漁業紛争は、明治前期にみられた地元村の漁業権獲得のための争いから大きく変化をみせ、市場資本同士の対立が地元村間の闘争を生みだした。

紛争は三月に入って、県庁の仲裁で解決をみるようになったが、岩村の大根崎への根柢網の張立て位置や無許可の場所への小網張立てで再燃し、真鶴側が損害賠償を要求して訴訟にまで発展したが、五月には終息した（同、

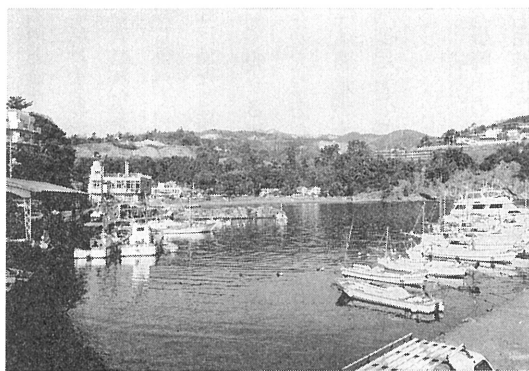
三月十九日（五月十七日付）。

岩村の鰯網

岩村の大根崎での鰯網張立ては、真鶴村との数か月にわたる紛争の結果、実現には至らなかった。しかし、真鶴村沖鰯大敷網の成功は、足柄下郡の根柢網所有者の関心の的となり、ふたたび岩村も動きはじめ、江之浦村、根府川村、米神村、石橋村、早川村、酒匂村の計七か村から、神奈川県に対して続々と許可申請が出された（同、六月一日・七月六日付）。

岩村・真鶴村紛争にこりた神奈川県は、諸村の地元と借主との利害関係を重視して慎重に対処した。一九一〇年（明治四十三）七月には相模湾内での鰯の回遊する魚道の調査が品川雄太郎によって行なわれた。相模湾に入ってきた魚群は、まず中郡吾妻村（二宮町）の瀬の海に集まって、国府津村・小八幡村を経て小田原に向かう一群と、真鶴村方向に向かう一群とに分かれる、二つの魚道があった（同、七月二十八日・十二月十四日付）。

こうした調査を経て、十二月十二日に酒匂村の川辺正之助に許可が出された。岩村・江之浦村・米神村・根府川村・早川村五か村については、調査にあたった富永事務官と品川技師に、そのままでは到底収支の見込みが立たないからむしろ共同で張り立てた方が得策であると説得され、一九一一年十一月、岩村と江之浦村、米神村と根府川村が漁場を合併することになり、協定が締結された。岩村・江之浦村の漁場の位置は岩村地先新島に決ま



現在の岩漁港

り、岩村漁業組合と江之浦村漁業組合の共有となり、共有権の持ち分は、岩村漁業組合が五分五厘、江之浦村漁業組合が四分五厘と定められた（『定置漁業鰺大敷網共同張立に関する書類』鈴木家文書）。

岩江漁場を買収したのは小田原町の魚市場の山田小兵衛・山田又市で、岩江鰺式漁業会社の経営となった。村民はさらに漁業権料のほかに利益分配をも要求し、品川の調停で両山田は毎年二七〇〇円を支出し、岩村六分、江之浦村四分の割合で分配することになった（同、一九一一年一月二十日・二月十五日付）。

岩村と江之浦村での鰺大敷網の張立ては、一九一一年（明治四十四）二月十三日に認可が下りた。その直後、火災のため漁網の一部を焼失したが、二月二十三日に操業を開始した。

岩江漁場で実際に操業したのは、それまで同所で根拵網を張り立てていた真鶴村の青木忠蔵であった。青木忠蔵も鰺定置網へ転換をはかった功労者の一人といわれ、鰺定置網の成功に確信をいだき、高知県の上之加江浦で鰺大敷網を学び、技術者を同行して帰ってきた。成績はきわめて良好で、一九一三年（大正二）三月には、朝網で七万本の鰺が捕獲され、水揚げには一〇日間を要したという（中路、前掲論文）。

しかしながら、岩村・真鶴村紛争が解決して六、七か月しかたっていないのに、どうしてこのような新鰺網が認可されたのであろうか。高知県の荻野由蔵が真鶴村戎崎漁場に鰺網張立てを依頼したことにはじまった戎崎漁場は、青木寿郎が一九〇五年（明治三十八）に落札した場所、利益の見込みがたたないうちに沖網での鰺大敷網に専念したため放棄されていた。真鶴村民は必死に運動する荻野に同意し、その見返りとして岩村の鰺網の出願をも容認するところとなり、青木は反対したが、事態はそのまま推移した（同、一九一一年二月三日付）。戎崎での鰺網は成功しなかったが、この一連の動きによって、小田原の魚市場による漁場経営を確立させることになり、今度は真鶴村内に深い亀裂を生むことにもなった。

漁業組合対

日掛組合

岩村などの鰯大敷網張立てがようやく認可されようとしたところ、二年目を迎えた「真鶴漁業会社の近状」として、「真鶴港の今日隆盛に赴きしは漁業会社の為めなるが、村民一同は会社設立者現社長たる青木寿郎氏を徳とし、同所の漁業権を向後十一年間無償にて同氏に貸与する事を決議し、早速実行せりと云ふ」と報じた（『横浜貿易新報』一九一一年一月二十九日付）。このことが発端となつて、数年に及ぶ真鶴村内紛争となつた。

一九一一年（明治四十四）一月二十二日、真鶴村では村総代選挙、年度決算報告、村費会議などを審議する村民大会の例会が開かれた。村民大会が終了すると、そのまま引き続いて漁業組合大会となつた。こうした会議の進め方は、真鶴村の村民の大部分が漁業に関係していたから何の問題もなく、またこれが慣例になつていた。この漁民大会で、率先して鰯大敷網を開始した青木寿郎の功勞を表彰するため、漁場使用権の満期後さらに五年間、つまり一九二二年（大正十一）まで延長して指名貸与すべきだとの提案がなされ、組合員一二〇人、出席一五人中一〇七人が賛成した。決議の内容は左の通りである。

明治四十四年一月廿一日、当組合通常総会に於て、青木照太郎外百十五名出席、午後二時開会、左記の条件を決議候事

- 一、青木寿郎より出願に係る既得権の漁場継続出願の儀は、左の理由を以て聞届くるものとす
 - 二、青木寿郎は鰯大敷網敷設に就きて開発者たるに依り、其功勞^そを表彰する趣旨を以つて同人の出願を承諾するものとす
 - 三、既得権の漁場を明治五十年より五十四年迄五年間継続担任するものとす
 - 四、漁場貸料金は追つて価格を相定め貸貸の契約を交附するものとす
 - 五、既得権に対する漁場料第四期納金を履行せざる場合は、該決議は無効に属するものとす
- 右、全会一致を以て前条原案に可決す、依て其決議の正確を証する為め、左に記名捺印するものとす

明治四十四年一月廿一日

この漁業組合の決議に対して、当日欠席していた漁業組合顧問熊本勢太郎が、三日前に通知されていない議案の採択は規約上無効だとして取消しを要求した。その理由は次の通りである。

一、明治四十四年一月廿一日の真鶴村々民の会合は例年の慣例上村民大会と見做すべきものにて、随つて其席上まきに於いて漁業組合に関する問題を決議するは不当なり、即ち当日の該決議は無効なり

二、真鶴村は明治三十五年七月に於て実に四万五千円の負債を荷ひ居り、其金利又一割以上にて、年々支払ふべき金利すら約五千元に当りたり、然るに之これに對する同村の唯一財源は漁業料にして、而もなほ当時は根柢網ねづな（鰺大敷網は未だ開発されざりし故に）漁場なりしが故に、一ヶ年の漁場料三千円を超へずして、金利に對しても既に二千円の不足を見、何れの日に於いて債務を果すべきかを知らざる有様なりし、依つて其整理方法として先づ債權者に交渉し金利を八分に減ぜしめ、而して一方に其金利支払ひに宛つゝ日掛を起したり、即ち一トロ一日一錢掛けの日掛千口を募り、之を村民一般に割当て、其金を以て金利支払ひに宛て、又元金（四万五千円）は將來の漁場料より償却する事としたが、其日掛株主に對し代償として向ふ廿五ヶ年の漁業料の内より四万五千円の元金を償却したる殘金を日掛株主一同に分配する事としたり之れに依つて之を見るも、二十五年間は漁場の処分全く日掛株主の權利に屬し、單り漁業組合に於いて左右すべきものにあらず、随つて漁業組合の決議は根本に於て無効にして、日掛株主一同の承認を得たる決議にあらざれば有効なりと云ふ可からず

熊本らは十月にいたり真鶴村漁場日掛組合を組織し、漁業組合に對して漁場の權利を日掛組合に移転させる交渉を開始することにした。

日掛けは、真鶴村がかかえていた四万五〇〇〇円の負債を整理するため、一日一錢の日掛けをし一六円五〇錢に達したとき一株とみなし、それで債務の償却をはかうとしたものであった。漁場の一年の賃賃料を三〇〇〇

円と見積もり、二五か年分七万五〇〇〇円から村債元金四万五〇〇〇円を差し引いた残金三万円を日掛株一〇〇株に割り当てて分配することにした。しかし、村民の力では一〇〇〇株を集めることはできず、小田原の魚問屋の山田小兵衛に株を提供して債権と相殺することになった。

日掛組合では、この時点で漁場の権利は日掛株主にあると主張した（同、一九一五年三月十六・十七日付）。

二つの魚商組合

真鶴村では、漁獲物は真鶴村の魚商に渡され、小田原や東京の魚市場に売られ、その代金の四分は村費に、六分は網従事者に分配されてきた。この魚商は、古くから大仲間と呼ばれる一種の株を有するものの集団で、漁業組合などとは違って法令に拠る組織ではなく、加入金を納入すれば誰でも組合員となることができた。したがって一〇〇人以上の組合員の過半は石材商など、主として魚の売買で生計を営んではいなかった。

沖網の鰯大敷網の成功を機に、鑑札を受けて営業税を納めて魚商を営むものたちは、大仲間であるというだけで鑑札も持たず納税もしないで利益の配分を受けるのは不当であるとして、青木寿郎と契約して純粋な魚商による真鶴魚商組合を組織し、一九一四年（大正三）三月十日に認可を得た。魚商組合の役員には、組長兼理事立松鎮虎、理事御守嘉蔵、小林熊太郎、評議員青木喜十郎、熊本市太郎、青木金太郎、会計青木半左衛門が就任した。これに対して大仲間は反発し、漁獲物の処分権を主張して譲らなかった。真鶴村は協議の末、魚商組合と大仲間のいづれにも処分させず、村が直接小田原に回送して処分にあたり、一方で漁業組合と村会議員との連合協議会を開いて、中立の立場にある青木喜平（村組合長）、田中邦之助、青木照太郎、青木新蔵の四人を委員に選んで仲裁に入った。しかし、青木派に魚商組合を設立されて一歩後れをとった熊本勢太郎を中心とする大仲間は仲裁を拒否、魚市場を設立して一〇分の三の漁獲物分配の権利を得るための多数派工作を行なった。重要物産同業

組合法では無鑑札者の営業を認めていなかったため、急遽^{きよ}五四人が魚商鑑札を受け、古くからの歴史をもつ大仲間にこそ組合の資格があるとして、七月二十七日にこれまた同名の魚商組合の設立を申請した。申請者は、熊本勢太郎、黒柳由之助、船山貫三、青木伸之助、青木仙太郎、青木源治、尾森喜一郎、草柳亀太郎、橋本栄太郎の九人であった。同一地域に同一性質の二つの組合を設立することは法律上できなかったが、村組合長青木喜平は両組合とも認可してしまったため、対立はさらに激しくなった（同、一九一四年三月七・十三・二十一・二十六・二十八日、八月一・四・六・七日付）。

真鶴漁場紛

一九一一年（明治四十四）一月二十一日の漁業組合総会で、沖網漁場漁業権を借受期間満了後さ

争の決着

らに一九二一年までの五年間にわたって青木寿郎に指名貸付けすることを決議したことから、それに反対する熊本勢太郎との間に対立が生じ、青木派對熊本派、漁業組合対日掛組合、魚商組合対大仲間との対立・紛争へと発展した。

一九一五年（大正四）二月二十八日、漁業組合の決議を有効とする青木寿郎は、総会決議の第四項に従って来年以降の漁場の賃借価格を協定したい旨を申し出た。当然に日掛組合は漁業組合決議を無効とみなし、三月七日に総会を開いて、漁場の権利を一九一七年より一九三六年まで日掛組合に移転することを漁業組合に交渉して承認を得ることを決議した。三月三十日に開かれた漁業組合総会は、さきの決議に対する動議をめぐって紛糾し、両派對立のまま流会となった（同、一九一五年三月十六・二十四日、四月八日付）。

この泥沼化した紛争について『横浜貿易新報』（一九一五年三月二十六日付）はその内実を次のように論評した。

本問題は表面は日掛組合と漁業組合との争ひなる如きも、実は小田原の山田小兵衛（日掛組合の大株主）と青木寿郎との争ひなり。再言すれば山田小兵衛と鈴木善左衛門との争ひの爲めに、青木が犠牲に供されつつあるなり。其故を如何と云

ふに、従来山田小兵衛と鈴木善左衛門とは漁市場問題に於て反目し居り、随つて両者共自己の市場にヨリ多くの荷を得ん事を望みつゝあり。然るに青木は是迄其根拵網の漁獲物を山田市場に送り、鰯大敷網の漁獲物を鈴木市場に送り居たるが、而も根拵網の漁獲高は到底鰯大敷網の漁獲高に及ばず、茲に於いてか山田は鰯大敷網の漁獲を自己の市場に得んとし、而して其方法としては鰯大敷網其物を自己の手に収めざるべからず、依つて日掛株の多数権を占むるを幸ひに漁業組合の青木に対する決議を打破し、競争入札に依りて自己の手中に収めんとするものなりと。

同紙はこれに続けて末尾に注意深く「果して真なるや否やを知らざるも一説として茲に掲ぐ」と付言しているが、前項でもみたように、真鶴地域の漁場は山田小兵衛・山田又市・鈴木善左衛門の小田原の三魚市場の格好の場所であつたし、鰯漁が成功したというものの村全体は依然として負債をかかえており、小田原魚市場の資本力には無力であつた。

このち日掛組合側は、漁業組合決議の無効を主張して提訴し、さらに神奈川県に対して青木との貸借契約取消の申請を行なつたが、十二月三日に県は申請を却下した。

この間、漁業期が切迫するなかで、一九一六年（大正五）十一月六日に真鶴村外二ヶ村組合長に就任した今井広之助、元村組合長岡田寅吉ら数人によって調停が続けられ、十二月四日の夜になって、「覚書」が作成され、仲裁人立会のもとで漁業組合、日掛組合、漁業者、真鶴村民の代表が連署し、和解が成立した。主要内容は、沖網を大敷網より有利な大謀網に変更し、青木寿郎に五か年間金七万円で先貸し、大謀網免許登録日から四回に分納すること、一九二二年（大正十一）から一九二六年（大正十五）までは仲裁人今井広之助の指定に一任すること、小台網は一九一七年（大正六）から一九二一年（大正十）まで今井広之助に一任、賃貸料金一万円とすること、沖網・小台網の経営者はその捕魚類を真鶴村魚商両団体へ販売する、ただし両団体を一団となしてその団

体に販売するが、もし一団とならないときは各団体に販売する程度は経営者の随意とすること、戎崎は沖網大謀網の結果を見るまで一か年は中止すること、古網は放棄すること、日掛けは一〇〇〇口とし、漁場賃貸料金割戻方法は五年を一期として二〇年間で皆納すること、真鶴村漁業組合に対して一九一七年（大正六）から一九二一年（大正十）までの五か年間の経営費として金一〇〇〇〇円を漁場賃貸料の中から収得させること、が定められた。そしてさらに、漁場の歴史にかんがみ将来の紛争を避けるため永久に真鶴村に無償譲渡し、また日掛組合に対する債務は抵当権を設定したまま真鶴村に譲渡するとの希望条項も付された（『資料編』591頁）。

十二月十五日に漁業組合（このときの組合長は熊本勢太郎が務めていた）、十六日に日掛組合（組合長黒柳由之助）の総会が開かれ、仲裁案は双方で一部修正が加えられて承認され、紛争に終止符が打たれた。そして一九一七年一月十三日、ようやく神奈川県の認可が下り、沖網漁場での大謀網による漁獲が開始された（同、一九一七年一月二十四日付）。

三月十三日には、漁業組合と日掛組合の間で、沖網・小松原・番場浦・二番下の四漁場の漁業権に対する賃貸料金の日掛組合への分配額、古網・戎崎二漁場の漁業権に対する日掛組合の分配権の放棄、漁業権の変更などに関する日掛組合の承諾の必要などについての「契約証」も交わされた（『資料編』595頁）。

沖網・秋網 一九一七年（大正六）は、数年間の紛争の発端になった沖網漁場の賃貸契約更改の期限であった。の漁業権 新規契約申込みは、従来張立てを行ってきた青木寿郎と小田原魚問屋山小水産株式会社（今）

の山田小兵衛の二人となり、激しい競争となった。結果は青木の勝利となったが、山田は提訴した。足柄下郡長菊地芳二の仲裁で、鰯大謀網は青木寿郎に、秋網は山田小兵衛に権利を二分することで決着をみた（中路、前掲論文）。山田は、六月一日より三艘張の張立てを開始した（『横浜貿易新報』一九一七年六月三日付）。

定置漁業権の村 相次いだ漁業紛争を経験した真鶴村漁業組合は、一九一九年（大正八）十一月八日に臨時総会への無償譲渡を開き、漁業組合が所有する六か所の鰺大謀網・鮪大謀網・根拵網の定置漁業権を真鶴村に無償で譲渡することを決議した。

二年前の真鶴村漁場紛争の仲裁人となった真鶴村外二ヶ村組合長今井広之助が小田原町長に推挙されて退任することになり、さきの紛争調停の「覚書」に記された「沖網ハ大正十一年ヨリ十五年マデ五ヶ年間仲裁人今井広之助ノ指定ニ一任スルコト」が問題となった。現在の貸貸人青木寿郎は継統を熱望したが、ほかにも有力な希望者がいたため、紛争が再燃するおそれもあり、村民は貸付の実権を握る今井の置土産の裁定を期待した。漁業組合はこのため総会を開き、今井に出席を要請して借受人の指名を求めた。今井は、指名人草柳由太郎、副指名人船山貫三・青木仙太郎の三人を指名、総会も全会一致で可決した。さらに「覚書」の希望条項「真鶴漁業組合ハ、享有スル総テノ定置漁業権、及将来新タニ免許ヲ受クベキ定置漁業権ハ、漁場ノ歴史ニ鑑ミ、将来ノ紛争ヲ避クル目的ヲ以テ、永久ニ真鶴村ニ無償譲渡ヲナスモノトス」をも可決したのである。

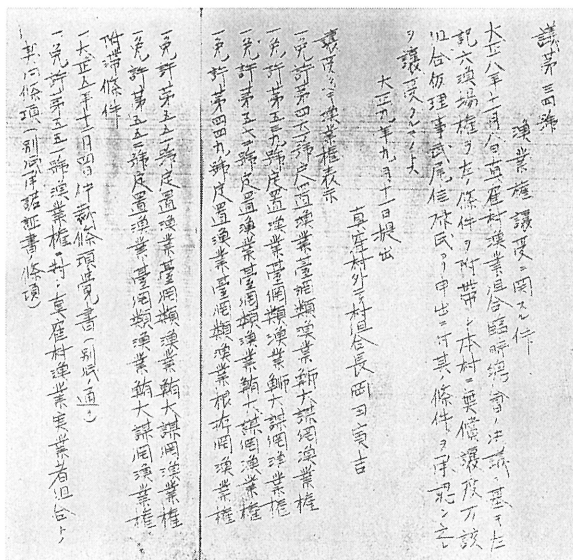
これに対して、漁師組合である真鶴村漁業実業者組合は、一九二〇年（大正九）二月十五日に総会を開き、漁師組合の永遠の福利増進をはかり営業上の支障妨害を受けることのないように期すと決議した。三月七日には漁業組合に対して、かねてから反対している小漁者を苦しめている秋網の廃止、現行の秋網・瓢網の行使権の一人、将来漁業組合の専用漁場内の新設漁場の行使権、秋網大謀網の漁場料の分配などの希望条件を添付して、譲渡問題に関する請願を行なった。

漁業組合は、小漁者の立場を理解しつつも、秋網の契約のいきさつなどから廃止はできないが競争入札で経営者を選定し、漁場料の配当を漁業実業者組合七割、村三割とし、新設漁場については協議をするなどと回答し

陸軍省の石
材採取場

石材業は、岩村を中心として行なわれ、販路も陸軍関係や鉄道用石の需要に支えられて徐々に拡大していった。

3 石材業の展開



真鶴村漁業組合定置漁業権譲渡一件書類

た。

次いで真鶴村外二ヶ村組合は九月十一日に会議を招集し、第三四号議案「漁業権譲受ニ関スル件」を審議した。審議では真鶴村漁業実業者組合に対する契約条項についての質疑が行なわれ、原案を全会一致で可決した。これによって、真鶴村は六漁場権の無償譲渡を受諾し、鮪大謀網漁業権の賃貸料の交付と新規定置網漁業権免許に関する実業者組合との契約条項の付帯条件を承認した。

一九二一年（大正十）二月十日、真鶴村漁業組合が専用漁場として享有してきた六漁場は真鶴村に無償譲渡がなされた（「真鶴村漁業組合定置漁業権譲渡一件書類」真鶴町役場蔵。その一部は『資料編』588頁）。

一八九〇年（明治二十三）、岩村の土屋大次郎らの請願が認められて、九月十六日には陸軍省工兵第一方面による砲台建築のため、静岡県加茂郡川奈村から足柄下郡早川村に至る沿岸の石山が陸軍省所轄の石材採取場に指定された。「陸軍省所轄石材採取場監守取締概則」が制定され、石材採取場の境界には杭が打たれ、その境界内での陸軍省官用石材採取以外の石材採取は厳禁され、人民の石材繫船および石材積込みも禁じられた。こうなると、石材業者は海岸より離れたところに石山を経営していたから、切り出した石材を運搬しても海岸まで通過させることができず、船積場も使えなくなってしまう。このため、土屋は何いを出し、やむを得ざる事情により特定の場所に限って石材の通過と船積場の使用を認めることを求め、許可を得ることができた。こののも土屋は、陸軍省が計画した東京湾第二海堡の工事を請け負っている（桜井光男「明治を生き抜いた郷土の実業・政治家 土屋大次郎」『真鶴』第二七号、一九八八年五月）。

このように、明治の初めに工部省管轄相州石山は、ふたたび官営の石材採取場に組み入れられた。

一石材業者 個人の石材業者の動きを、一八九四年（明治二十七）から一九〇一年（明治三十四）に至る土屋の営み 石店の「営業高調」（『資料編』604頁）によって見てみよう。一八九四年では、個人取引は一二

件・五〇九六円八七銭、官庁取引は四件・一万三〇六九円二二銭、内訳は陸軍砲兵第一方面支所六一六一円八三銭を筆頭に、工兵方面支所三八七八円八〇銭、土木監督署二五七九円七〇銭、横須賀監獄署四四八円八九銭で、陸軍省との関係が強いことが認められる。このほかに回漕運搬業として二三五五円一六銭の営業成績であった。翌々年の一八九六年（明治二十九）になると、総売上げが九万七三〇七円八一銭九厘と大きく伸びており、個人取引は八件に減り、官庁取引では内務省土木局が行なった横浜築港関連の横浜船渠会社四万六九八〇円五七銭五厘が第一位になっており（最多額の個人も船渠の請負業者であった）、次いで鉄道省鉄道局三万八四三八円二厘が



土屋大次郎

登場してきた。翌一八九七年（明治三十）は鉄道局の四万八一七円九銭五厘が最大取引先となった。神奈川―程ヶ谷、さらに国府津間までの工事で、割栗石、堅石、間知石、角石、床石、笠石、砂利などが発注された。

一九〇一年（明治三十四）になると、ふたたび陸軍省関係が増えた。陸軍省が第三海堡を築造するために割栗石二万六千五百二十七円をはじめ、第一・第二海堡、花立て台・箱崎・猿島砲台、横須賀鎮守府、兵器支部へ笠石、砂利などを納めた。ほかには、鉄道作業局横須賀停車場、東京両国橋、東京市道などの築造・改築を受けている。

このころ土屋は、さらに茨城県西茨城郡山田村大字稲田地内（現笠間市）に産出する花崗岩の稲田石の開発にも乗りだし、日本鉄道（現水戸線）稲田駅の駅長を務めた水田文九郎と共同で石材採取をはじめた。

土屋大次郎は、岩村の石材業の家に生まれ、成人すると石工をやめ、横浜で土木請負業を興し、また石材運搬船を所有し、真鶴周辺の船主に呼びかけて相模回漕組合を設立した。土屋石店も開設（東京にも石材商土屋商店を開業）して、石材採取・石材運搬・土木請負と石材業に関係する生産・流通を全般にわたって掌握するとともに、その活動を通じて陸軍や内務省土木局の関係者と人的交際を広め、陸軍横須賀軍港、横浜税関、横浜築港、鉄道局、東京市街電車、横浜市電などの事業を次々に請け負い、岩村の石材業の発展に貢献した。こうしたことを背景に一九〇三年（明治三十六）九月二十五日の神奈川県会議員選挙に当選し、一九〇九年（明治四十二）には衆議院議員補欠選挙で当選した（桜井、前掲論文）。

しかし、土屋のように石材業から実業家となり、政治家に転身していく道はたぐいまれな事例であって、ほかの石材業者は依然として弱小経営の域を出なかった。

岩村の共有

岩村の共有地にある石山は、石材業者からの借地願が出されると、岩村会で協議がなされ、契約地の石山 書が取り交わされて貸与された。借地願の一例をみよう。借地願には、隣接地に植林をしたい、

父親が出奔したため借用地を継承したい、さきの貸与願が了承されなかったので別の場所を貸与してほしい、却下されたところは以前借地しながら切出ししなかったため今後切出しが必要になった際には私に貸し付けるとの意見があるので改めて貸与してほしい、などさまざまな理由が述べられている（一九一七年〈大正六〉四月二十八日提出の「協議案」真鶴町役場蔵）。また契約書の内容は、岩村字沢尻から赤浜の割栗石・ボク石・間知石・角石の碎石と山丁場の石割を金一九五円で落札し、期間は約二年で、法律・命令・規則はもとより、従来からの岩村の慣行を遵守することなどが明記された（同年五月十日の「契約書」同蔵）。

一方、入札は次のように行なわれた。一九一一年（明治四十四）の場合、割栗石・ボク石・間知石・角石と石割に対する入札は、村内の個人宅が入札所となり、入札者は岩村村民に限られ、入札書に保証金三〇円を添えて差し出した。入札は午後六時から九時までで、即時開札され、同額者二人以上のときは抽選により、入札金高が予定額に達しないときには再入札が特売にした。期限は満二年。落札者はまず半額を納め残りの半額は五か月以内に納金するとされ、保証金は前納金に算入され、期限内に納入しないときは権利放棄とみなされて保証金および前納金は没収された（『資料編』611頁）。

一九二一年（大正十）七月十七日になると、岩村会は、東京市小石川区雑司ヶ谷の田代勝之助に宇新島と赤浜の三町九反九畝一八歩の岩村基本財産の土地に産する石材を一〇か年にわたって一万四〇〇〇〇円で採掘させ、こ

の料金を岩村基本財産に繰り入れることを承認した。この決議により、岩村漁業組合に対して地先漁場に障害があるかどうかの調査を依頼した。漁業組合は、八月十八日、必ず幾多の障害を被るが、田代を招致してその営業方法を聞いたところ、今回の石材採掘事業は文明の利器によるもので、土砂の捨場については組合理事の命令に従うという覚書を提出しているので、その言葉を信じて異議の申し立てはしないことを答申した。これを受けて契約書には、「地先定置漁業ニ障害ヲ与フル場合ハ本契約ヲ解除ス」の一項が追加された。このうち、十月十七日になると、契約者は田代から岩村の日本碎石株式会社（専務取締役陰山四郎）に変更され、「土砂ヲ海岸ニ遺棄スル」ことを認めたため、漁場障害を考慮して碎石料のなから岩村漁業組合へ保証金一五〇〇円を支払うことにし、岩村基本財産には一万二五〇〇円が繰り入れられた（「大正十年 岩村会々議録及決議書」、「大正十一年 指令綴」真鶴町役場蔵）。

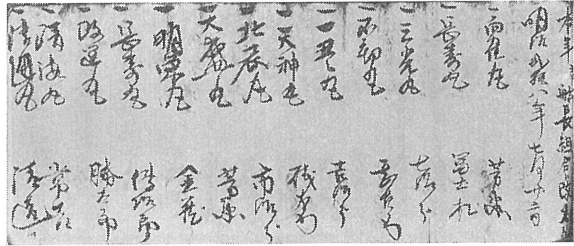
石材運搬船 遠方地への石材の運搬にはもっぱら船が用いられた。前にみた土屋石店の「営業高調」でも、運と船長組合 搬船に、大盛丸・三光丸・通快丸・第二通快丸・第五通快丸・東洋丸・昇進丸・久吉丸・観音丸

などの名がみえる。一八九六年（明治二十九）には一艘当たり一〇〇〇円から二〇〇〇円であったが、一九〇一年（明治三十四）になるといずれも二〇〇〇円台で、第五通快丸は一艘で四〇〇八円余を稼いでいた。運搬船の稼ぎ高は石材業の動向に左右されるから、石材の出荷量が増えれば船舶の航海日数も増え、船数も増加していった。通快丸や第二通快丸はともに一八九六年に航海をはじめた船で、土屋石店の営業規模の拡大によるものであった。真鶴地域の廻船業は、石材業の発展とともに浮沈してきた。

廻船業は船問屋などの船の所有者が経営したが、例外的には土屋のように石材業者が自ら経営することもあった。土屋が設立した相模回漕組合はその同業組合であった。



真鶴港に碇泊する石材運搬船（大正11年）



船長組合の名簿（部分） 「大山講諸掛帳」より

○艘余に減少していった。これらの船の所有者は真鶴村内のものとは限らない。岩村の土屋大次郎が一八八五年（明治十八）に購入した大新丸は、元の所有者は東京の人であったがすでに船籍は登録されていたし、土屋の所有船も真鶴港に所属した。船頭組合は、一八九五年（明治二十八）、船長組合と改称した（『大山講諸掛帳』）。

航海に際してのいっさいの差配は船長にまかされており、船長の権限は絶大なものがあり、船長が雇った水手たちが荷の積み下ろしに当たった。船長らは、早くから講をつくっており、真鶴港には幕末にすでに大山講が結成され、船頭組合と称していた。真鶴港に船籍を有する船数は、明治前期には一〇艘余から二〇艘前後であったが、一八八三年（明治十六）以後には三〇艘を超える年も多くなり、一九〇一年（明治三十四）は四一艘、一九〇八年（明治四十二）は四二艘、一九一一年（明治四十四）は四四艘となり、一九一三年（大正二）と一九二一年（大正十）の四六艘をピークに二



みかん園 岩地区

4 みかんの栽培

みかん栽培
のはじまり

神奈川県のみかんの栽培は、安永年間（一七七二～八一）に足柄下郡前羽村（現小田原市）で紀州産の苗木が植えられたのがはじまりとされているが、曾我付近（同）で元禄年間（一六八八～一七〇四）の説もあるという。現在のみかんの主流の品種である温州みかんは、中国の東南の浙江省の温州から

伝来したらしい。文政年間（一八一八～三〇）に小田原藩士が熊本から持ってきたというが、いずれも史料の裏付けはない。

足柄上・足柄下両郡にあるみかん園の大部分は、一九〇八年（明治四十一）から一九一七年（大正六）ころに栽培されたものである。明治の終わりころまでは、神奈川県のみかんに対する評判は悪く、品質からいえば果形が小さく酸味が多く劣悪で痂瘡みかんというレッテルを貼られ、京浜地方に出荷されても果物扱いをされなかった（富樫常治『神奈川県園芸発達史』一九四三年）。

足柄下郡のみかん栽培の推移をみると、一八九七年（明治三十）に生産額四万八〇二二貫・三万八〇二円であったのが、一九〇五年（明治三十八）には一三九万三四〇七貫・一六万四四九一元にまで成長をとげ、さらに翌一九〇六年（明治三十九）には生産高では一一一万四七二六貫に減少したが価格は一七万二二七五円に増加した。一九

表3 1906年 足柄下郡柑橘生産額

村 名	産 額 (貫)	(%)	価 格 (円)
下 中 村	11,000	1.0	1,700
前 羽 村	42,398	3.8	6,552
国 府 津 村	140,800	12.6	21,760
田 島 村	18,480	1.7	2,856
下 曾 我 村	158,400	14.2	24,480
小 田 原 町	4,374	0.4	675
芦 子 村	13,728	1.2	2,122
久 野 村	4,510	0.4	697
大 窪 村	3,520	0.3	544
早川村外四ヶ村	579,665	52.0	89,585
真鶴村外二ヶ村	5,711	0.5	883
吉 浜 村	67,760	6.1	10,472
土 肥 村	55,730	5.0	8,613
そ の 他	8,650	0.8	1,336
合 計	1,114,726	100.0	172,275

『横浜貿易新報』1907年9月10日付「足柄下郡の柑橘栽培」より作成。

○六年の町村別の生産額をみると、第一位の早川村外四ヶ村組合が五七万九千六百五貫・八万九千五百円で郡内の五割を超えている。真鶴村外二ヶ村組合は、五七一貫・八千三百で一位におり、生産額・出荷額ともに○・五%にすぎなかった（『横浜貿易新報』一九〇七年九月十日付）。

相州柑橘同業 一九一三年（大正二）二月一

組合の成立 日、足柄上・足柄下・中三郡

のみかん栽培家によって、相州柑橘同業組合の創立総会が開催された。真鶴村の岡田寅吉が發起人総代になり、当日の組合員は二一八九人を数えた。五月二十一日、認可を受けた。九月中旬に各町村で組合議員四五人が選挙された。岩村からは朝倉其吉、真鶴村からは岡田寅吉が選出された。十一月二十五日の臨時総会で、組合長には岡田寅吉が推薦され、一五人の評議員が指名された（同、一九一三年二月四日、六月八日、十一月十五・二十七日付）。

組合の事業は、販売容器の改良、病害虫防除の徹底、販売法の改善、柑橘の海外輸出、柑橘輸送方法の改善、柑橘の県営検査を目標に計画された。

とくに病害虫に対しては、一九一四年（大正三）前後にイセリアアカイガラムシが発生しみかん園で猛威を振る

い、青酸ガスによる燻蒸を試みたが功を奏さず、薬剤での防除はきわめてむずかしかったが、その天敵であるベダリアテントウをオーストラリアから導入して放し飼いたために抑圧に成功し、大きな被害をもたらさずにすんだ。品種も改良されて徐々に痲瘡病も少なくなってきた。

販売容器は、四斗樽が用いられていたが、これをやめて石油箱と小箱の二種類に変更した。販売法も、これまで仲買人の手によっていたが、生産者が直接出荷するようになり、のちには産業組合によって共同販売が行なわれた。海外輸出は、足柄上郡山北村民によってアメリカへの輸出が開始された。しかし、日本柑橘北米輸出組合が設立されて輸出が独占されてしまうと、しばらくは個人による輸出はできなくなった（富樫、前掲書）。

第三節 海と陸との交通

1 海への要の真鶴港

真鶴港の浚渫

真鶴港は、相模湾の最西端にあり、東の三浦三崎港と西の静岡県網代港あじどの間にある唯一の港である。江戸時代から石材輸送の廻船の基地として機能してきた。明治以降も石材運搬船や漁船の停泊地であり、また小田原―熱海間の旅客用の定期汽船も寄港していた。

一八八七年（明治二十）十月には、豆相汽船会社が国府津に設立され、国府津―熱海間を往復する汽船が開業した。下りは国府津―小田原―真鶴―吉浜―熱海で三時間半、上りは網代―熱海―吉浜―真鶴―小田原で四時間半を要した。ちなみに真鶴―小田原間では、所要時間は上り一時間二〇分・下り四〇分、料金は上等一〇銭・下

等五錢であった。一年後、豆相汽船会社は、会社組織を設立し、株式を募集した（『横浜貿易新報』一八八七年十月二十七日・一八八八年十月十四日付）。

海上交通が頻繁になり、船も大型化してくるなかで、長年の波浪で港には石や土砂が堆積して水深も浅くなっていた。そのため一八九二年（明治二十五）九月から真鶴港の浚渫工事が行なわれ、翌年七月二十六日に竣工して、開港式が挙げられた。総工費三〇〇〇円は村債が起こされ、横浜の朝田又七から年利九分の借入金で賄われた。港内にたまっている石や砂の底ざらいは、転石一切りにつき八錢九厘五毛で近村の業者が請け負った（熊本勢太郎「歴代の組合長と其の事蹟」『真鶴町報』第一号）。

浮上した真鶴 一九一三年（大正二）七月七日、真鶴村民らによる一通の「請願書」が真鶴村外二ヶ村組合長

港築港問題 に出された。その内容は、東京市の浅野総一郎が経営する浅野セメント会社の移転敷地の埋立

工事に使用する割栗石を採掘するため、港内西側の土地を村が買い上げて浅野に寄付されたい、そうすれば割栗石採掘によって出た不要な石材で防波堤や岸壁を築造して真鶴港を整備してもらえ、村の細民の仕事が増え、港内での船舶の安全も確保できるというものであった（『資料編』613頁）。

さっそく真鶴村会は議員協議会を開いて可否を審議したがまとまらず、岡田寅吉、熊本太兵衛、田中源四郎、青木喜平を調査委員に選んで調査にあたった。九月三十日の村組合会も、委員の報告をさらに審議する必要があるとして延会となった（「議事録」真鶴町役場蔵）。村民の間でも船主や船長は賛成であったが漁業者は反対と、意見は二分されていたが、岡田寅吉や熊本太兵衛らの説得の結果、いったんは真鶴村の共有地二万坪を寄付することと同意した。しかし浅野は共有地の無償提供を拒否し、さらに一万円を寄付する代わりに海岸一帯に幅一〇間の民有地を貰い受けたいと申し入れてきた。これは共有地はいらないのではなく、一万円で共有地と民

有地の両方を手に入れようとするものであったから、村として同意するわけにはいかず交渉は頓挫した。村民側は、浅野に設計計画の提示を迫って予算が三五万円であることを聞き出し、はたして将来にわたって村の利益となるかどうかについて村民大会を開いて協議し、築造後の荒波による破壊に対してはその負担には耐えられないとして五〇年間の修理の責任を求めた。これに対して浅野は、十月二十八日、築港の許認可権は村にはないとし、直接神奈川県に出願してしまった（『横浜貿易新報』一九一三年七月十八日・八月十二日・十二月十三日付）。神奈川県から諮問を受けた真鶴村会は、一九一四年（大正三）一月三十日、浅野総一郎防波堤棧橋繫船場築造許可願について、当村の利害上同意できないという決議を行なった。反対する理由は次の四点にあった。

一、真鶴村は、漁業者が大半を占め、ほかは石材業者と石材運搬業者で、真鶴港と地先の海面は全村民と切っても切れぬ利害関係にある。

二、港湾の風波防備のための防波堤などの施設の整備は積年の宿題であるが、真鶴港の特徴である強度の東北風と激甚な潮流を十分に調査せずに、地形と便利さと経済にだけ重きをおいて工事を施工すれば、将来を誤ることになる。

三、真鶴村の主要産業である漁業の観点からみれば、漁場と港湾は密接な関係があり、防波堤の築造や海岸埋立地の造成は海面を縮小し、形状を変化させ、自然の魚道の障害となり、魚族の生息を妨げるのは必然で、甚大な損害をもたらすことは学術的にも疑うことはできない公知の事実である。

四、出願中の仕様書と図面をみると、工事は二期にわけられ、第一工事では防波堤を築造し、海面六五〇〇坪を埋め立て、二本の棧橋をもうけ、石材採掘業とその運搬業を経営するという。これでは三で述べたように村の生命を断たれて村は事実上消滅するしかなく、また東西に二つの防波堤を築造する第二工事を後回しにすれば、強度の東北風がいつかよに港内に吹き付けて災害は倍加し、真鶴港は避難港としての価値もなくなってしまう。

さらに、たとえ仮に第一・第二工事を分離することを許容しても、埋立地護岸石垣の工法、使用不能になる埋立地両端の個人所有の石材採掘場に対する権利侵害と救済策、風位との関係で防波堤の位置の変更、宇島（鵜島）の除去と港湾内の大浚渫、防波堤・埋立地の永久維持保存の方法、埋立地の所有権と石材採掘終了後の使用権についての六つの問題が未解決であるとしている（『資料編』614頁）。

この決議書は、二月九日付で神奈川県に提出された。浅野は、四月二十一日、第一工事の設計の一部を変更して埋立区域を縮小、棧橋築設を取りやめ、護岸石垣を村民の希望するコンクリート工法にし、工事予算を減額した再出願を行なった。それを受けた神奈川県知事大島久満次は、二十三日に突然それを許可した。ところが大島はこの直後に更迭されてしまった。真鶴村では許可を不当として新知事の石原健三を相手に行政訴訟を提起したが、これに対して石原は、七月六日、町村への諮問を命じた法令はないこと、浅野は村民の意向をくんで設計を変更したことを理由にあげ、真鶴村の請求を排斥することを求める答書を提出した（同621頁）。

この間にも浅野は真鶴側の重立たちと接触して計画変更を提示し、真鶴側も水道敷設、小学校の建設などの条件を上乗せして交渉を行なった。真鶴村民は、漁業関係者らの強硬反対派と条件交渉派に二分させられた。風説がうごめくなかで浅野の築港に対する真意が釈然としなかったため、賛成者の説得も成功するに至らず、同時に漁場紛争の当事者が関係していたことが対立をさらに複雑にしていた。

結局、浅野は海岸の石山を手にしたらしい。夏目漱石は「真鶴行」（同627頁）で村民の感情を伝えている。「何でもあすこを石垣にしてやるといふ約束で此土地のものも承知して売ったんですが、一向石垣なんかつきさうもないですね」「あいつの事だから石を切り出して儲ける気なんだらう」と。

真鶴港の築港は、このときには実現せず、一九三四年（昭和九）四月まで持ち越されることになった。

2 鉄道の時代

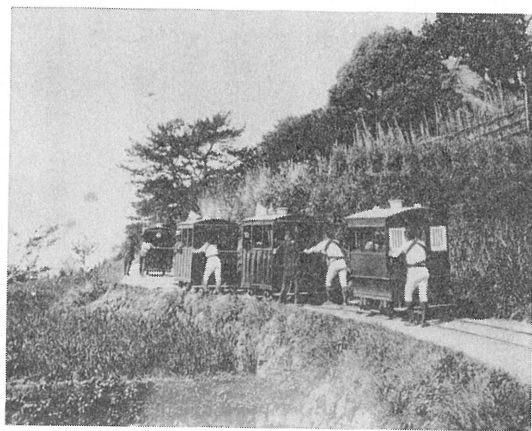
鉄道への期待

主要道路には、小田原町から南下して岩村を経て真鶴村で西行する熱海道があった。一八八一年（明治十四）に、石橋村から吉浜村までの間で熱海往還の新道開鑿かいさく工事が行なわれ、それ以後も一八八六年（明治十九）をはじめ何度も小田原―熱海間道路の改修工事がなされた。交通手段は、駕籠かごから人力車に変わったが、改修されても道路状況は悪く、とくに江之浦村から岩村の間は起伏が激しく、往来はきわめて困難であった。大量な荷物や重い荷物は船に頼るはかなかった。一八八七年（明治二十）七月に東海道線が国府津まで延長され、さらに一八八九年（明治二十二）七月に新橋―神戸間が全通したことは、鉄道による大量輸送の時代の幕開けであった。一八八六年には国府津―小田原―箱根湯本間に馬車鉄道が開通しており、小田原方面の交通はにぎわいをみせた。

人が押した 蒸気機関車は、文明開化のシンボルであった。東

人車鉄道

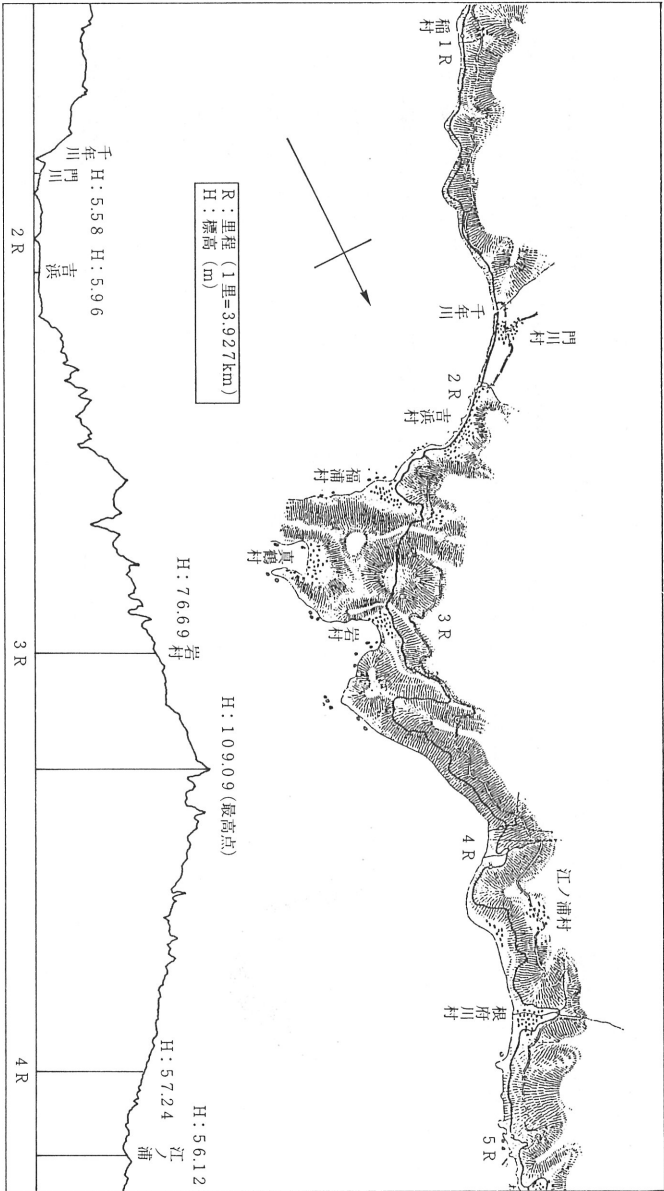
海道線が全通してから六年ののち、小田原―熱海間になんとも奇妙な乗物が出現した。蒸気機関があるわけではなく、馬が引くのもなかった。人が押して進む鉄道である。開業以前には人力鉄道ともいわれたこともあったが、人力車とはまっ



人車鉄道

たく違うものであった。幅六一センチメートルの二本のレールが敷かれ、その上を小型の車体に六人ほどの乗客を乗せて走る、れっきとした鉄道なのであった（ただ一八八七年の私設鉄道条例では軌道に分類された）。つまり動力が人間であったから、馬車鉄道にならって人車鉄道と命名された。

小田原―熱海間に鉄道を望む声は、一八八六年にはじめられた道路改修工事がなかなかの難工事であったことから、馬車鉄道をまねた軽便馬車鉄道を敷いたらどうかという案となって現れた。その後鉄道時代の到来に刺激されて、馬車鉄道、鉄道、軽便鉄道、ドコービル（フランスで作られた小型でこまわりのきく工事用・軍事用の鉄道）などの案が出され、もっとも経費のからない人車鉄道案にまとまっていった。熱海の温泉旅館主らが中心になって、京浜の事業家に働きかけて計画され、一八八九年（明治二十二）五月五日、静岡県に請願書が提出され、翌年十一月二十日に内務省から許可が下りた。しかし予想以上に経費がかさみ、資金調達もうまくいかず、工費を節減して、工期の延長を請願している。一八九二年（明治二十五）八月七日には、東京で互相人車鉄道株式会社（本社は熱海町）の発起会が行なわれ、小田原・熱海の有力者をはじめ、のちに社長となる雨宮敬次郎（東京市街鉄道社長）など東京・横浜の財界人二〇人が発起人に名を連ねた。その後も電気鉄道案が出されるなど紆余曲折を経ながら、一八九四年（明治二十七）に入って着工にこぎつけ、熱海往還を利用し、一部は道幅を拡張し、山腹や海岸ふちには石垣を積み、橋も架けられた。一八九五年（明治二十八）七月十日、まず熱海―吉浜間に日本で最初の人車鉄道の営業が開始された。吉浜―小田原間は、標高が最大で、地質も堅固な岩盤でいたるところに石材採取場がある岩村―江之浦は難工事で、陸軍の石材採掘場のため計画路線の変更もあり、ようやく一八九六年（明治二十九）三月十二日に全通した（川崎勝「互相人車鉄道の開業をめぐる」『おだわら―歴史と文化―』第七号、一九九四年三月）。



豆相入車鉄道実測図 (真鶴地域部分)
宇野梅吉「豆相入車鉄道測量報告」『工学会誌』第125巻・1892年5月) をもとに作成

豆相人車鉄道は、小田原を出ると、米神・江之浦・城口・吉浜・門川・伊豆山に停車し熱海に至る、全長約二五キロメートルで、所要時間は約四時間であった。城口駅はのちの真鶴駅付近に置かれた。運賃は年々上がり、一八九八年（明治三十一）では、下等五〇銭、中等七五銭、上等一円で、このころの東京での日雇労働者の一日当たりの賃金が三三銭であったから、下等といえども庶民の気楽な乗物ではなかった。

国木田独歩の乗 しばしば湯河原に行った作家の国木田独歩は、人車鉄道のことを小説「湯ヶ原より」「湯ヶ原つた人車鉄道 ゆき」で次のように描写している（二つの作品から適宜並べ替えて引用してみる）。

小田原から先は例の人車鉄道。／先づ二台の三等車、次に二等車が一台、此三台が一行になつてゴロ／と停車場を出て、暫時くは小田原の場末の家並の間を上には人が押し下には車が走り、走る時は喇叭を吹いて進んだ。／喇叭の声で人車は小田原を出発た。／小田原から熱海までの人車鉄道に此喇叭がある。不愉快千万な此交通機関に此鳴物が附いてる丈けで如何か興を助けて居るとは兼て自分の思つて居たところである。／人車は徐々として小田原の町を離れた。／忽ちラッパを勇ましく吹き立てゝ車は傾斜を飛ぶやうに滑る。／海風は横さまに窓を吹きつける。

中等は我等二人ぎり広いのは難有いが二時間半を無言の行は恐れ入ると思つて居ると、巡査が二人入つて来た。一人は張飛の瘦て弱くなつたやうな中老以上の人物。

江の浦へ一時半の間は上であるが多少の高低はある。下りもある。喇叭も吹く、斯くて棧道にかゝつてから第一の停留所に着いた所の名は忘れたが此処で熱海から来る人車と入りちがへるのである。／瘦せた張飛は真鶴駐在所に勤務するのと七八年、斎藤巡査と称し、／『此処で又暫時く待たされるのか。』と真鶴の巡査、則ち張飛巡査が言つたので『いつも此処で待たれるのですか。』と自分は思はず問ふた。『さうとも限りませんが熱海が遅くなると五分や十分此処で待たされるのです。』

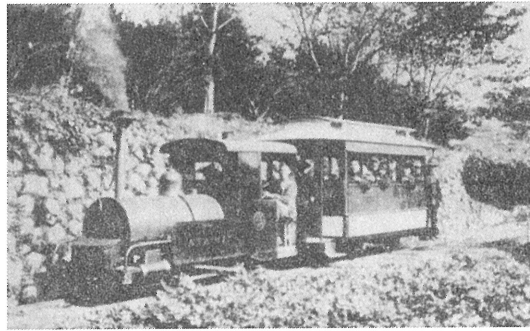
壮丁は車を離れて水を呑むもあり、皆掛茶屋の縁に集つて休んで居た。此処は谷間に抱る一小村で急斜面に茅屋が段々作つて、幾つて居るらしい、車を出て見ないから能くは解らないが漁村の小なる者、蜜柑が山の産物らしい。人車の軌道は村の上端を横つて居る。

随分長く待たされたと思つたが實際は十分ぐらゐで熱海からの人車が威勢能く喇叭を吹きたてゝ下つて来たので直ぐ入れちがつて我々は出立した。／真鶴の巡査がとう／＼『何処へ行しやいます。』と口を切った。『湯ヶ原へ行うと思つて居ます。』と自分がこれに應じた。／だん／＼談話に花がさいて東京博覧会の噂、真鶴近海の魚漁談等で退屈を免れ、やつと江の浦に達した。『サアこれから下りだ。』と斎藤巡査が威勢をつけた。／斎藤巡査が真鶴で下車したので自分は談敵を失つたけれど、湯ヶ原の入口なる門川までは、退屈する程の距離でもないので困らなかつた。

これはもちろんフィクションであるが、人車の道筋をよく活写している。人車鉄道はなかなか人氣があつた。しかし大量輸送には限界があり、時とともに動力化が求められていった。

軽便鉄道へ 動力化へ向けて、はじめは人車鉄道の軌道をそのまま使つて、石油燃料原動機を採用した間島式の転換 が一九〇四年（明治三十七）に、翌年には無煙炭を使用したフレザー式機関車が試運転された。

一九〇六年（明治三十九）四月二十四日に動力変更の認可が下りたのを機に、社名を熱海鉄道株式会社に改称した。さらに各所で試運転がなされたのち小汽動力機関車に決定となり、軌道の幅も七六・二センチメートルに拡張され、一九〇七年（明治四十）十二月二十五日に軽便鉄道の営業が開始された（『熱海市史』下巻。『日本鉄道史』下篇（一九二一年）には一九〇八年八月十一日とある）。一九〇八年（明治四十一年）七月二十八日、大日本軌道株式会社に吸収されて、その小田原支社になった。一九一〇年（明治四十三）八月の時刻表によれば、一日四往復、所要時間は三時間弱であつたが、一九一二年（明治四十五）六月の改正時刻表によれば、運転本数は七



軽便鉄道

往復に加え、時間も二時間一五分前後に短縮された。

人車鉄道に比べて時間は速くなったものの、急造がたたりしかも運転手や火夫も未経験者であったというから、機関車から火を噴いて転覆して重傷を出したり、橋上より脱線して死者を出すなど、開業早々軽便鉄道はたびたび事故を起こした。そのうえ設備が不完全であったり、発車時刻が不規則で時間も当てにならず、乗客の評判はあまり芳しくなかった。また改修工事の交渉での問題があったため、沿道の住民からは、たちまち機関車から吐き出される黒煙の苦情が出され、ついには客車に投石したり、線路に障害物を置くものも現れた。

さらに、一九〇八年（明治四十一年）二月二日、機関車の給水タンクが破壊される事件が起こった。その汽車は午後二時五四分真鶴発のもので、発車後じきに蒸気の力が減少してしまい、その場に客車を残したまま機関車だけ真鶴停車場に戻った。修理して給水が終わったのが午後七時半で、乗客は四時間もの間寒風に吹きさらされたままであった。破壊したのは、五人の岩村の村会議員であった。彼らは、岩村の所有水が無断で給水タンクに使用するのは不都合だとして村会の決議によって破壊したのだと主張した。これに対して会社側は、真鶴村民の所有する岩村滝から所有者の承諾を得たと反論し、水掛論となったという（『横浜貿易新報』一九〇七年十二月十六日・一九〇八年二月十九日付）。

志賀直哉の乗
った軽便鉄道

作家の志賀直哉は、湯河原へ行くのにこの軽便鉄道を利用していた。一九〇八年に湯河原に滞在した折に書いた「湯ヶ原より」（草稿）のなかに「軽便鉄道」と題する小品がある（のちに書き直されて「子供四題」として発表された。またその一部は小説「真鶴」（一九二〇年）のモチーフにもなった）。直哉といっしょに「軽便鉄道」の乗心地を試してみよう。

「あのボイラーの小せえ事。小蒸気の程もないぜ」／やがて二時十七分になった。小さしと雖も、型の如くビリ／＼と鳴らしピーと鳴つて、瀨車は小田原の停車場を発した。客室の大きさは、板橋通ひの円太郎馬車位のものである。それがあれ程高くないから、ミスボラシイ事は夥しい。それでも、二等三等と客車が二つになつてゐる。しかも二等は二等だけに、立派に出来上がつてゐるから笑はせる。従つて価だんも、三等で五十銭といふ所は九十銭といふ割合だ。／ガタ／＼ピーと走る。成程小さいが、電車位の事は走る。早川橋を渡つて海岸づたひに追ひ／＼と石橋山の麓へかゝる。／「これからだん／＼アブナイ道になりますよ」と、真鶴の者だとかいふ水兵が、隣の海軍工機学校と書いた帽子をかぶつた水兵にいふ。／「成程ダン／＼アブナクなつて来た」と、窓から少し首を出していつた。／「一つ脱線しやうもんなら、これだけで海の中へ真つ逆様ですぜ」と真鶴の水兵は皆の顔を見廻はした。／こんな事をいつてる内に小田原国府津の海岸はダン／＼遠くなつて行く。／此時前の女の子が青い顔をして、／「おっ母さん、何んだか苦しくなつて来たわ」といひ出した。／「よつたんだから、頭を冷す方がいゝ——御立ちなさい——立つて窓から顔を出すやうにおし」と自分で抱くやうにして娘を立たさうとする。／母のいふ通り、頭を冷してゐる内に、娘の気分は直つて仕舞つた。

間もなく、真鶴へ来る。例の水兵は茲で下りた。機関車へ水を入れて、熱海から来るのを待ち合はせる。暫くして貨車をつつひいた機かん車が向ふから来た。／すれちがひに、自分たちの車が出た。

さきに新聞記事でみたような事故が頻発していたから、危ない汽車というイメージはかなり広がっていたのか



真鶴村鉄道開通記念式典式場（駅前広場）

もしれない。

熱海線の開通

一九一五年（大正四）六月二十三日、鉄道院は、国府津―熱海―沼津間に熱海線を敷設することを決定した。停車場は、小田原、根府川、真鶴、湯河原、熱海、三島が候補地になった。一九一九年（大正八）六月二十三日になり、岩村の山林一四筆、真鶴村の畑・山林四筆の土地収用が公告された。一九二〇年（大正九）に小田原駅が開業すると、小田原―真鶴間の工事が本格化した。一九二二年（大正十一）九月十九日から岩村に入り、真鶴村にいたる断崖切崩工事にかかった。この間の工事は、直前に終わった江之浦（片浦村）と岩村の間にある長坂山の最長のトンネル工事を上回る最大の難工事であった（『横浜貿易新報』一九二二年九月十九日付）。十二月二十一日、熱海線小田原―真鶴間が開通し、同時にこの区間の軽便鉄道は廃止された。真鶴駅は終点として、湯河原、熱海への温泉客、伊豆東部への旅客の乗降場となって、関東大震災までにぎわった。

真鶴村では鉄道開通記念式典が盛大に行なわれた。このとき刊行された『真鶴駅鉄道開通記念帖』には、鉄道敷設に尽力した委員や式場などのほか、真鶴港、沖網罟大謀網、名勝の写真とともに、物産が記されている。このときの真鶴村の一年間の生産額は、漁獲物約二〇〇万円、石材五〇万円、貝藻類（鎌倉名物の鮑）二万円、沖網罟大謀網四〇万円内外であった。

3 郵便・電信・電話

真鶴郵便局 交通手段のなかで、もう一つ重要なのが通信であった。

郵便局は、真鶴地域周辺では吉浜村にあってただけであったが、一九〇二年（明治三十五）二月一日、真鶴村に三等郵便局の真鶴郵便局（局長御守国太郎）が開局された。取扱事務は、為替、貯金、郵便の三業務であった。

次いで一九〇八年（明治四十一年）四月一日に電信業務もはじめられた。電信は、幕末のペリーが持ってきた献上品のなかで蒸気機関車とともに日本人がとくに興味を持ったものであったが、大きな都市以外にはなかなか行き渡らなかった。

電話は、一九二〇年（大正九）八月七日に真鶴郵便局で通話を開始した。一年後には電話交換業務の取扱いもはじまり、電話交換器設置開式時の加入電話台数は四六台であった（川辺昭治「電話開通」『真鶴』第二五号、一九八六年六月）。

なお、一九一三年（大正二）になると、真鶴村真鶴岬で海軍省の無線電信局設置のために測量が行なわれた（『横浜貿易新報』一九一三年七月二十三日付）。

公衆電話の新設

電話の加入はなかなか簡単ではなく、普及の度合いは速くはなかった。真鶴地域の主要産業を担う漁業者、石材業者、廻船業者は、たえず小田原や京浜地方と密接に連絡をとる必要があったが、これまで通信機関がなく営業に支障をきたしていた。一九一九年（大正八）になると、通信省は一定の寄付があれば公衆電話を架設できるとした。このため、十二月六日に村組合会は電話架設費一一〇〇円の寄付を決

議し、そのほか個人、団体にも呼びかけて、二二一〇円集め、郵便局への設備費を除く二二〇〇円の寄付をした。翌一九二〇年（大正九）八月六日、公衆電話の通話事務が開始された（「電話架設費寄附ニ関スル理由書」真鶴町役場蔵）。

第四節 社会と文化

1 災害と村

明治・大正 海岸一帯を生活の場とする漁村の真鶴村は、海難の場所でもあった。近世以来風難・座礁による大海嘯 漁船や石材運搬船の遭難もしばしばあり、そのほか何度か津波・海嘯^{かいよう}の被害にも見舞われた。明治

治期に入って特筆されるのは大海嘯である。

一九〇二年（明治三十五）九月二十八日、関東・東北地方は大暴風雨に見舞われた。この暴風雨で、国府津村から吉浜村にいたる相模湾西部沿岸の町村は大きな被害を受けた。数日前に沖縄南部に発生した低気圧に伴う暴風雨が北上し、この日の午前五時ごろから風力を増し、九時ごろには大海嘯を引き起こした。国府津村の被害がもっとも大きく、多数の死者がでた。真鶴村では、倒壊家屋三八戸、死者一人、負傷者二人、難破船一艘の被害を被った。足柄下郡役所の調査によれば、救助が必要な戸数は七八〇戸にのぼった。漁業者の被害では、損害を受けた船舶は四一六艘、被害総額三万五六〇〇円余で、残りの四五三艘の多くも修繕が必要で、また漁具の損害は二万四六〇〇円余であった。漁獲不能分を含めると、総計二五万円以上になった（『横浜貿易新報』一九〇二年十月一・二・三・十四日付）。



大海嘯に見舞われた真鶴村の海岸（明治35年）

一九一二年（大正元）九月一日にも、ふたたび暴風雨に伴う大海嘯に襲われた。この時は前回よりさらに激しく、一時は真鶴港に避難した船四〇艘のうち二〇艘余が行方不明になったという風説が流れるほどであったが、二日の調査では一一艘にとどまった。このほか柑橘類に被害がみられ、収穫は前年の半分程度と予想された（同、一九一二年九月三・四・八日付）。

相次ぐ火災

一九一八年（大正七）三月二十八日の深夜（二十九日午前零時一五分とも）、真鶴村字真鶴に火災が発生した。海から吹き上げる強風に煽られて、火はたちまち傾斜地の上方に燃え広がり、水利の便が悪く、消火は地元の消防では間に合わず、臨時の軽便鉄道で小田原町の消防隊が応援に駆けつけ、五時間後によりやく鎮火した。出火原因は蠟燭の不始末であったという。真鶴村の警察には電話がなく、郵便局もすぐに類焼してしまい、一時は小田原との通信も途絶えた。二五〇戸余が全焼し、罹災者は二〇〇〇人に達し、被害総額は二一万円にのぼった。

三月三十日、村組合長は臨時の真鶴村会を開いて罹災民救助方法を提出した。村会は、食料の供給、小屋掛けなどの材木資材の安価な供給、道路の改修などの案を承認し、対策委員を選挙して救援活動に乗り出した。家屋の新築に際しては防火のために草葺き屋根を禁止し、以後の建築物に対しても同様にするための新しい村条例を

もうけた。建設資材の安価な確保にとくに配慮して、貪欲な奸商の便乗値上げを防止するために、小田原町の義侠的な材木商に購入を依頼して原価で仕入れ、代金は一時村有金で立て替えておくこととした。事実、小田原の材木商のなかにはこの機を利用して一割以上もの値上げをしたものがあり、一般の人々もその火事場泥棒的根性を非難していると、新聞は伝えていた。東京の木材工業会社が破格の値引きをして木材を供給し、神奈川県は第一回救済金三五〇〇円余を交付し、寄付金一万円も集まり、急速に復興作業に着手することができた。

真鶴の大火から一か月も経たない四月二十六日、今度は岩村で大火が起こった。午後九時ごろに出火し、海上からの激しい南西風のために燃え広がり、二五戸を全焼し、一時半ごろに鎮火した。真鶴村、吉浜村、土肥村、片浦村などの消防組が出動して消火にあたったが、日ごろの飲料水にも乏しい土地柄と強風のために思うにまかせなかった。出火原因はよくわからず、放火の疑いもあった。救助を必要とするものには、真鶴村火災の復興のために買い入れた材木の残りと村有林を伐採して家屋の建設に着手した（以上、『資料編』554頁）。

翌一九一九年（大正八）七月四日午前一時ごろまたまた真鶴村で火災が発生し、八戸が全焼した。出火原因は提灯の置き忘れという（『横浜貿易新報』一九一九年七月五日付）。

コレラの流 伝染病の一つであるコレラは、開国による外国との交流の進展がもたらしたもので、幕末に大流行と避病院 行し、死者が江戸だけで一〇万人余から二六万人余を数えたことから、コレリと呼ばれて恐れら

れてきた。コレラは漢字では虎列刺などと記された。明治時代だけでも、一八七七年（明治十）、一八七九年（明治十二）、一八八二年（明治十五）、一八八五年（明治十八）、一八八六年（明治十九）、一八九〇年（明治二十三）、一八九一年（明治二十四）、一八九五年（明治二十八）と繰り返し大流行した。一八七九年のときに、虎列刺予防仮規則、海港虎列刺伝染予防規則が定められ、コレラ患者隔離のための避病院が開設されたが、決定的

な対策には至らなかった。足柄下郡での最初の発生は一八八二年（明治十五）の夏で、七月十六日には三〇人が罹病し、三人が死亡している。真鶴村辺にはコレラ病が蔓延する勢いにあるため、神奈川県検査係の医師らが派遣されたこと、また真鶴村民はコレラ患者が出たときは患者だけを留め置いて家族はすべて転居し、また患者のいる近村には決して近寄らないという申し合わせをしたことも報じられた（『東京横浜毎日新聞』一八八二年七月十五・十七・二十八日付）。郡の対策としては、消毒、飲料水の注意、汚物の始末、神仏祈願のための人々の集合の禁止などの措置がとられた（『小田原市史』史料編 近代Ⅰ）。一八九〇年の夏の流行では、八月五日から九月十日の間に、足柄下郡で二一五人の患者が出て、うち一四五人が死亡した。真鶴村でも二人が感染し、一人が死亡した（『函東会報告誌』第一一号）。

各地からの船が入ってくる真鶴港では、絶えずコレラ発生の危険にさらされていた。このため予防策として、一九〇七年（明治四十）にいたり検査所が設置され、十月八日からすべての出入する船舶に対する検査がはじめられた（『横浜貿易新報』一九〇七年十月九日付）。このようにして徐々に防御対策が講じられていったが、全国的に流行した場合には防ぎようがなかった。

一九一六年（大正五）の夏にもハワイから横浜に入港した船の乗客にコレラが発生して全国に拡大し、この年だけで七〇〇〇人の死者が出た。九月には、真鶴港を出帆した石材運搬船の乗組員が横須賀へ向かう途中でコレラにかかっていることがわかり、一人の患者が入院し、五人の死者を出した。このため真鶴村では、コレラ発生後ただちに漁業を禁止し、九月十三日には船をはじめ船員とその家族五〇〇人余に、ついで二十一日は早朝から村民三〇〇〇人余を西念寺に集めて予防注射を行なった。このために大流行には至らなかったが、発病を隠したり、隠れて港内で漁業をなすものもあったらしく、村民にはまだ十分に衛生観念が徹底されていなかった（同、

一九一六年九月十三・十四・十六・二十三日付）。

強力な伝染病のコレラ患者はほかの病気の入院患者から隔離する必要があったため、専用の避病院が建設されていた。しかしその場しのぎのものでしなく、一〇人の患者を一度に収容できるほどの設備ではなかった。このため九月の下旬から二〇〇〇円余の予算で増築され（同、十月十二日・十一月十八日付）、一九一八年（大正七）には村内里道改修にともない移転新築された。

この後も一九二一年（大正十）六月、石材運搬船の乗組員がコレラで死亡したのを皮切りに、三浦三崎にも患者が発生したため、県は検疫や予防消毒を行なって防御につとめた。ふたたび真鶴近辺の魚類の販売は禁止された（同、一九二一年六月八・十二・十五日付）。

このほか急性伝染病のチフスも流行し、一九一五年（大正四）十二月から翌年一月にかけて四〇人余の患者が出た（同、一九一六年一月二十七日付）。一九二〇年（大正九）十月にもチフスが流行し、三〇人余の患者が出た。チフスの場合も患者の治療中は隔離が必要であったが、自宅で治療するものも多く、予防には困難をきわめた。そのため村組合長は避病院を開設しようとして村会を招集したところ、村会議員の反対にあい、組合長は辞職を申し出るなど、紛糾したという（同、一九二〇年十一月九日付）。このように村議にあっても衛生予防に関する意識は低く、一般にも病気を隠し、また避病院を忌避する場合も多かった。

2 教育の普及と文化人の往来

学校教育の整備

明治政府は、廃藩置県の後、一八七二年（明治五）八月三日、学制を公布し、国民皆学をめざす公教育制度の基本を定めた。小学校は、六歳から九歳を下等小学、一〇歳から一三歳までを

上等小学とする尋常小学校としたが、上等小学は例外が認められていたため設置は遅れた。学校設立の経費はすべて国民の負担とされ、授業料も生徒の負担であったから、実現は容易ではなかった。

足柄県では、一八七三年（明治六）五月に五二校の開校を予定したが教員がおらず、教員の育成をはかり、公立小学二五九校、私立小学九校、変則中学一校、夜学一六校の二八五校の開校をめざした。生徒に対しては授業料をしばらく民情に応じて五〇銭から六銭の四等に分けることにした（『文部省第一年報』明治六年）。

真鶴地域での学校設立に関する資料は関東大震災で失われてほとんど不明なため、ここでは真鶴小学校の『創立八十年記念』（一九五三年）などによって年表風に概観しておく。

一八七三年、真鶴村と岩村との連合で立成舎が設立された。校舎は真鶴村常泉寺が用いられ、教員には住職の福岡範平となり、村内の四か寺の住職が交代で授業を行なった。生徒は八人であった。

一八七五年（明治八）、立成舎が真鶴学校と改称された。川村正信が校長として赴任し、教員は四人となった。一八七九年（明治十二）に学制が廃止され、教育令が定められた。これによって小学校の学齢は六歳から一四歳までの八年間とされ、前期四年は全員の就学が義務づけられた。さらに翌年には、それが三年に短縮され、各学科が三年ごとに初等・中等・高等の三科になった。

一八八二年（明治十五）、真鶴学校は真鶴村字天井（現真鶴小学校地）に板葺き平屋建て六教室の校舎を新築して移転し、岩村の如来寺に真鶴学校分校が開校された。

一八八六年（明治十九）の小学校令では、尋常科と高等科の二つに分け、修業年限は四年と定められた。この小学校令で真鶴学校は真鶴小学校に改称された。

一八八七年（明治二十）、真鶴小学校には尋常科四年が置かれたほかに、別科二年も置かれた。

一八八八年（明治二十一年）の「足柄下郡就学調査表」（『函東会報告誌』第一号）によると、真鶴村外二ヶ村連合では、学齢に達しているものは男三十三人・女二五一人のところ、就学者は男三十三人（六七・六％）・女一五五人（六一・八％）で、いずれも六割以上の就学率に達していた。郡の平均が五一・六％であったから、比較的高かった。

一八九〇年（明治二十三年）には小学校令を改正し、尋常小学校と高等小学校の二つが設置された。尋常小学校は三年か四年、高等小学校は二年・三年・四年と幅をもたせた。岩村の真鶴尋常小学校分校が独立し、岩尋常小学校となる。この年教育勅語が出され、忠君愛国を基本とする国家主義教育が推進され、一八九三年（明治二十六年）、天皇・皇后の写真の「御真影」が下賜された。

一八九四年（明治二十七年）、真鶴尋常小学校に高等小学校が併設され、岩村・福浦村の児童も収容された。

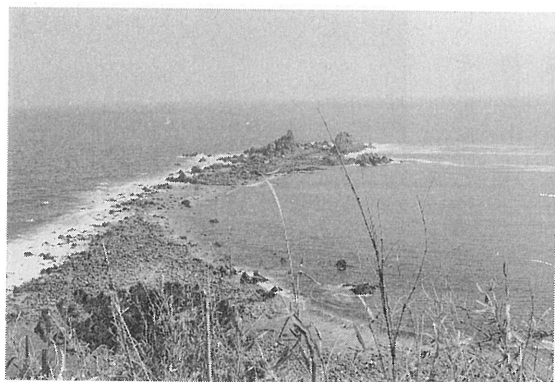
一八九七年（明治三十）、岩尋常小学校の校舎二教室が長昌院の境内に新築された。

一八九八年（明治三十一年）、真鶴尋常小学校の新校舎が落成した。校舎は二階建てで、一階に八教室、二階に裁縫室・唱歌室が設けられた。

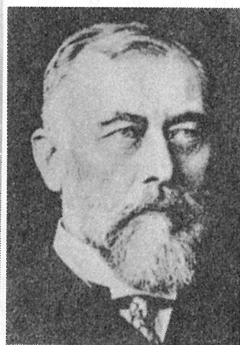
一九〇八年（明治四十一年）には小学校令が改正され、尋常小学校の義務教育年限が六年に延長され、高等小学校は二年もしくは三年とされた。

幻のサナト
熱海へ向かう小さな蒸気船に揺られながら真鶴岬を見上げている一人のドイツ人がいた。エルヴ
リウム
イン・ペルツ（一八四九～一九一三）という医師で、一八七六年（明治九）に東京医学校（のち

東京大学医学部）に生理学兼内科医学教師として赴任し、内科、生理、病理、薬物、産婦人科、精神病などを講義し、臨床診療にあたり、日本の近代医学の発展に大きな影響を与えた。人類学に興味をもって日本各地を旅行



真鶴岬（三ツ石）



ペ ル ツ

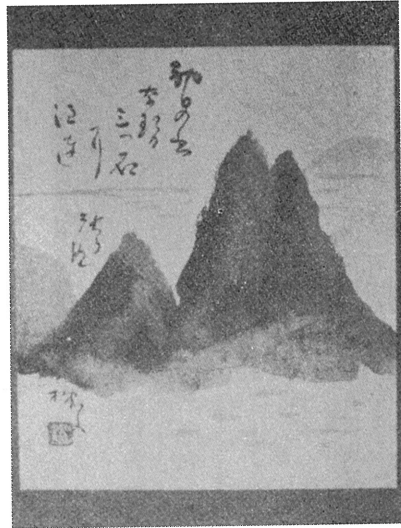
し、郷土病、高地気候療養所（サナトリウム）建設の提言、温泉の医学的探究を行なった。来日後すぐにサナトリウムを設置させようとし、箱根、草津、伊香保などの温泉場を候補地に考えていた。

一八九九年（明治二十二年）一月十二日、ベルツは東海道線で国府津へ、そこから豆相汽船で真鶴に渡った。この地方が冬期療養所に向いているかどうかを調査するためであった。四月二十日～二十二日にも弟子の高田畊安^{こうあん}を連れて、ふたたび箱根宮の下から真鶴を訪れた。ベルツによって、針葉樹林におおわれた真鶴半島は理想的な好適地と認められた。崖の林のなかにサナトリウムを作り、海岸には海水浴場を開き、山間にはオリーブやブドウ、ハタンキョウなどの果樹を栽培する、そんな構想を描いていた。

東京に帰ったベルツは、政府高官や大学関係者などへ精力的に働きかけた。彼らは自分たちの保養のための温泉行きや別荘づくりには熱心であったが、それに理解をしめす者は現れなかった。ベルツの構想は挫折し、真鶴サナトリウムは幻に終わった（『資料編』623頁）。

文化人の来 訪と作品

熱海とともに早くから湯治場になっていた湯河原温泉は、一八九四年（明治二十七年）に起こった日清戦争での傷病軍人の療養地となり、さらに人車鉄道や軽便鉄道が整備される



坪内逍遙の句
(真鶴町 松本茂氏蔵)

と観光客も多くなり、また文化人の逗留も増えた。こうした湯河原行きの途中にある、かつてベルツが賞賛した「美しい林でおおわれた真鶴」もまた注目されはじめ、熱海や湯河原に向かう途中で立ち寄る人々もぼつぼつ現れはじめていた。

日本の近代小説の草分けで、シェークスピアの翻訳で知られ、早稲田大学で教鞭をとっていた坪内逍遙は、人車鉄道に乗って毎年熱海を訪れた文化人の一人であった。のち真鶴村外二ヶ村組合長になる松本赴が師事したことから、その関係で何度か来訪

し、その折に次の俳句を残した(真鶴町 松本茂氏蔵)。

初日の出なげ三ツ石に注連張らぬ

真鶴は小説の題材にもしばしば取り上げられた。

国木田独歩は、「湯ヶ原ゆき」(一九〇七年七月)で、人車鉄道の同乗客の一人に真鶴駐在所に勤務する斎藤巡查を登場させた。

志賀直哉は、草稿「湯ヶ原より」(一九〇八年十二月二十二日稿)のなかの「軽便鉄道」と題する小品に真鶴の水兵と湯河原へ行く母と姉弟の親子とを登場させた。これは一度改稿されたのち、その情景の一部は「真鶴」(『中央公論』第三五巻第九号(秋季大附録号)、一九二〇年九月)という作品に結晶する。ここでは真鶴の漁師

の兄弟が小田原へ買物に行った帰り、その兄に湧く恋心を描いたものに変わっている。

芥川龍之介は、一九二一年（大正十）十月に湯河原に滞在し、地元の人から提供された素材をもとに、人車鉄道から軽便鉄道へ切り替える工事現場に魅せられた子供を扱った作品「トロッコ」（一九二二年三月）を発表した。そのなかに岩村の地名がみえる。

独歩、直哉、龍之介らは、いずれも人車や軽便鉄道に乗って風景を見、車中の人々の話を聞いたが、真鶴村や岩村を実際に訪れて作品にしたわけではなかった。

夏目漱石 実際に来訪したときの印象をもとに作品を残した人に夏目漱石がいた。「真鶴行」は、夏目漱石の最晩年の未発表の小品である（『資料編』627頁）。漱石は、リウマチ病をわずらって、一九一

五年（大正四）十一月九日から十七日と翌一九一六年（大正五）一月二十八日から二月十六日の間、湯河原に転地療養していた。漱石の真鶴来訪は、おそらく二回目の湯河原逗留の際のことであろう。

湯河原を発して歩いて門川に行き、軽便鉄道に乗って吉浜を経て真鶴に入り、田舎道を通って湊へ向かった。



夏目漱石

石の敷いてある急勾配の狭い不規則な道筋にイタリアの小さな漁村にでも来たような心持になった。右の山の上の海軍無線電信局の柱を見ているかと思いがけず水兵たちに擦れ違った。ホーボアの煮つけとバシヨウイカ、イワシの昼食を食べた。風はなく海は平穏だが寒い。海面を低くカモメが飛んでいた。船に乗り込んで鰯網を見物した。

風景はもとより、漁村や漁業の実際のようなすが描かれている。

さらに村を二分する紛争に巻き込んだ浅野総一郎に対する村民の嫌悪感、女性や身体汚れたものの乗船を忌避する漁民の民俗などもとらえられている。

「真鶴行」はもちろん創作ではあるが、当時の真鶴の生活の一端をみごとに伝えてくれる同時代史として読むことができる作品である。